

第八十回国会 大蔵委員会 議録 第九号

昭和五十二年三月十五日(火曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 小淵 惠三君

理事 小泉純一郎君

理事 保岡 興治君

理事 佐藤 観樹君

理事 坂口 力君

理事 愛知 和男君

理事 大石 千八君

理事 後藤田正晴君

理事 玉沢徳一郎君

理事 林 大幹君

理事 村上 茂利君

理事 毛利 松平君

理事 山下 徳夫君

理事 与謝野 馨君

理事 池端 清一君

理事 川口 大助君

理事 沢田 広君

理事 村山 喜一君

理事 伏木 和雄君

理事 高橋 高望君

理事 小林 正巳君

出席國務大臣

大蔵 大臣 坊 秀男君

出席政府委員

大蔵政務次官 高鳥 修君

大蔵大臣官房審議官 額田 毅也君

大蔵省主計局長 加藤 隆司君

大蔵省主税局長 大倉 眞隆君

大蔵省関税局長 旦 弘昌君

大蔵省銀行局長 後藤 達太君

資源エネルギー庁石油部長 古田 徳昌君

委員外の出席者

外務省経済局国際機関第一課長 松田 慶文君

外務省経済協力局外務参事官 大鷹 正君

通商産業省通商政策局南アジア東欧課長 西村 保孝君

通商産業省通商政策局国際経済部通商関税課長 日下部光昭君

通商産業省生活産業局通商課長 保延 進君

大蔵委員会調査室長 末松 経正君

委員の異動
三月十二日
川口 大助君 補欠選任 藤田 高敏君
沢田 広君 補欠選任 小林 進君
永原 稔君 補欠選任 田川 誠一君
同日
小淵 進君 補欠選任 沢田 広君
藤田 高敏君 補欠選任 川口 大助君
田川 誠一君 補欠選任 永原 稔君
同日
川口 大助君 補欠選任 上原 康助君
沢田 広君 補欠選任 多賀谷眞稔君
伏木 和雄君 補欠選任 岡本 富夫君
永原 稔君 補欠選任 大原 一三君
同日
上原 康助君 補欠選任 川口 大助君
多賀谷眞稔君 補欠選任 沢田 広君

同日

岡本 富夫君

伏木 和雄君

大原 一三君

砂田 重民君

丹羽 久章君

山中 貞則君

村山 喜一君

宮地 正介君

荒木 宏君

永原 稔君

同日

玉沢徳一郎君

西銘 順治君

与謝野 馨君

阿部 昭吾君

近江巳記夫君

不破 哲三君

刀塚館正也君

同日

山中 貞則君

丹羽 久章君

砂田 重民君

村山 喜一君

宮地 正介君

荒木 宏君

永原 稔君

同日

三月十五日

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五二二号)は内閣修正された。

同日の会議に付した案件

関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

登録免許税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

○小淵委員長 これより会議を開きます。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐藤観樹君。

○佐藤(観)委員 きょうは、関税暫定措置法の質疑の中で非常に重要な石油の安定供給、この問題に絡んで中東に対するわが国の経済協力、約束だけはして行くけれども非常に実行がないという問題が指摘をされております、これは川崎委員も指摘になったこととありますが、その問題、それからわが国の石油に対する政策として基本的に石油に関税をかけるということが果たしてどういふことだろうか、とりわけOPEC諸国の値上げに關連をして国内の石油価格が上がってくるという問題もありませんので、それに関連をしてきょう質問をしたいと思っておりますが、何分子算委員会の分科会も同時に行われておりますので、質問等の時間の都合もありますから、私のこのような質問の趣旨に沿って村山委員の方からまず質問をさしていただきたいと思っております。

○小淵委員長 村山喜一君。

○村山(喜)委員 佐藤君の質疑に関連をいたしまして、二十分間ほど石油の問題だけにしぼって質問をしたいと思っております。

そこで、まず石油の特別会計の石油勘定の内容でございますが、探鉱投資の規模が五十一年度は八百五十億円、それが五十二年度は六百億

円に減少をしておる。そういうようなことから見まして、備蓄関係はどういうふうになっているのか、その内容についてまず説明をもらいたいと思うのでございます。

そこで、備蓄の問題としては、共同備蓄株式会社をつくってやるという方向でございまして、これはワンプロジェクト、ワンカンパニーという形でこれから進めていこうということでございます。聞きますと、ことしの二月に新潟の方に一つはできた。しかし、こういうような形の中で今後備蓄を推進していくということになりますと、それはことし幾つできるかという見通しの問題でございます。その際に、洋上タンクの備蓄という問題は、その融資なりあるいは利子補給の対象としてなるのか、この点をまず通産省にお伺いしておきたいと思ひます。

○古田政府委員 わが国のエネルギーの安定供給確保のために備蓄増強施策を強力に推進したいというふうに考えておるところでございますが、この備蓄増強対策は、昭和五十四年度九十日を達成するというのが現在の目標としております。このための諸施策を講じておるところでございます。その施策は、第一が、先生だいま御指摘になりました共同備蓄会社構想の促進でございます。それから第二が、石油会社が備蓄いたします原油の必要資金手当て及びそのための利子補給という形になっておるわけです。それから第三に、共同備蓄会社及び石油各社が行います備蓄施設の建設費のための融資を促進するというふうなことです。

長期的な目標は、ただいま申し上げましたように、五十四年度九十日達成ということでございますが、このための共同備蓄会社は、先ほど先生からも御指摘ございましたように、第一号が新潟地区ですでに発足しております。これから先どういう形で進展するかにつきましては、各企業ごとにそれぞれの地点について研究を進め、関係者との協議を続けておる段階でございますので、その推移を見きわめまして、私どもとしても対処したいというふうに考えております。

○村山(喜)委員 あなたは、私の質問には三分の一ぐらしか答えていないわけですよ。というのは、探鉱投資規模が五十一年度は八百五十億円であった。これがことしの計画では六百億円に下がっているのはどうい理由ですかということも聞いています。

それから、備蓄関係のそういう財政投資資金を含めたすべての額はどれだけになるのですかということも聞いています。それも明確にお答えをいただきたい。

○古田政府委員 第一の探鉱投資の規模についてでございますが、昭和五十一年度には八百五十億円の投資規模を予定していたわけでございますが、景気の停滞等によりまして企業の探鉱意欲は減退しているわけでございます。その関係で実際の投資額は現在の見通しではこれを下回ります。六億億円程度というふうなことが予想されております。五十二年度につきましては、このような最近の投資実績を勘案しまして、厳選したプロジェクトについての投資を行うということで、五十一年度の実績見込み並みの六百億円ということで投資規模を決めたということでございます。

それから第二の備蓄増強対策予算につきましてでございますが、総額が五十二年度につきまして二百四億円ということになっておまして、これは五十一年度予算額の百一億円に對しまして約二倍という形になっております。主要な項目について申し上げますと、石油備蓄増強対策補給金、これが百四億円でございまして、それから共同備蓄会社の出資金、これが九十六億円でございまして、その他、石油備蓄施設安全対策調査補助金及び石油備蓄技術調査費が含まれております。

○村山(喜)委員 それで、具体的に洋上タンク備蓄というのそういう利子補給なり備蓄の出資関係の対象になりますか、なりませんか。

○古田政府委員 現在、ただいま御説明しました備蓄対策費で考えておりますのは、五十四年度九十日備蓄の達成ということで考えておまして、これは実際は従来方式の陸上に備蓄基地をつくり

ましてタンクを建設するという方式で考えております。ただ、将来につきましては備蓄基地の選定がだんだんむずかしくなっていくというふうな事情も踏まえまして、新しい備蓄方式の研究を、先ほど言いました石油備蓄技術調査費の一環で行っているわけでございますが、そういう形で五十五年以降の問題としまして、私どもとしましては研究しているという段階でございます。

○村山(喜)委員 これは検討課題ですね。そこで大臣、三点ほど、これは国務大臣としての所見並びに担当大臣としての所見をお伺いしたい。

それは第一点は関税率審議会の答申、これは内容が二つございまして、二年間は暫定的に一キロリットル当たり百十円の引き上げを認める、ただし総合エネルギー対策とその負担のあり方の抜本的検討を政府が積極的に取り組むことという条件つきでございます。珍しいそういう答申でございます。ということは、関税率審議会は大臣の諮問機関でございますから、そういう答申を受けられて、大臣はどういう立場でこの問題を処理しようとお考えになっているのか、これが第一点です。

第二点は、備蓄のコストはだれが負担するかというのいろいろ問題があるようにございまして、アメリカの場合には、戦略的な備蓄については政府が責任を持ってやるのだということも決まられているようにございまして。そういうものは日本の場合にはどうなるのか、この点を国務大臣としてお答えをいただきたい。

第三点は、来たるべきエネルギー供給不安の時代をどういふふう生き抜いていくべきかとお考えになっているのか、この点は事務ベースの問題ではございませぬので、福田内閣の有力な閣僚であります大蔵大臣の御所見をお伺いしておきたい。

○坊国務大臣 お答え申し上げます。政府は、関税率審議会答申の趣旨及びエネルギー対策の重要性にかんがみ、今後の総合エネルギー

ギー対策につき抜本的かつ総合的に検討を行うこととしております。そのために、本年三月に総合エネルギー対策推進閣僚会議を設置いたしましたほか、総合エネルギー調査会におきまして各界からの学識経験者の御参加を得てエネルギーに関する諸問題の御審議をお願いしております。これらの審議結果、その検討を踏まえまして、今後のエネルギー政策のあり方及びその進め方等について遺憾なきを期したいと考えております。

第二の石油備蓄のコストはどうかというお話でございますが、石油の備蓄は緊急事態によりわが国への石油の供給が不足する場合において石油の安定的供給を確保し、わが国における石油の消費に支障の生じないようにするために行っておるものであります。したがって、そのために必要な施策に要する経費を原油関税により賄うこととして、備蓄のコストを石油価格に反映することによりまして、最終的には石油消費者に負担をしておらうということが適当だ、かように考えております。

第三の問題でございますが、わが国にとってエネルギーの安定供給の確保は今後のわが国経済、社会の円滑な発展のため極めて重要な課題であるということは痛感いたしております。このような認識に立ちまして、引き続き石油資源の探鉱開発を推進するとともに、国産エネルギーの活用、原子力開発の推進、新エネルギー技術の開発を図るほか、石油備蓄の増強、節約指導の徹底等を図っていくべきことと考えております。また、エネルギー問題の解決には国際間の相互理解と協力が不可欠であるので、この面における努力も続けていく必要があると考えております。

○村山(喜)委員 まあ模範答弁でございますからけちはつけません。具体的な問題はまた佐藤委員の方で追及があるだろうと思ひますので、私は次の問題に移ります。きょうの新聞を見ますと、為替レートが一ドル二百八十一円というふうになっているようにございまして。そこで私はこの問題に関連をいたし

まして、この一月一日からOPECが値上げをいたしました。サウジアラビアとそれからアラブ首長国連邦は五割、残りのイランを初め十一カ国は一〇%のアップということになります。この中で平均は、日本に持ってきた場合には七割ぐらゐ上がるだろう。そうすると、原油の価格が七割上がるということとは千六百円ほど価格が上がるということになる。そこで、為替レートが十円下がった場合には為替差益は幾ら出ますか。

○古田政府委員 現在、値上げ後の原油価格を基準として考えますと、レートが一円違ひますと製品価格で八十四円ないし五円の差が生じてまいります。

○村山(官)委員 そうなりますと、為替レートが十円高になりますと八十四円ぐらゐの差益が出る。一月のものが二十日間かかりまして日本に着いてくる。今日の価格はそういうような意味において二百八十一円ですから、一月上旬のものを計算をするならば、当時は二百九十三円程度レートがしておりました。そういうことから考えると、十二円ほど安くなるということになりますと、差益は大分出てまいりますね、大臣。値上げは、一キロリットル当たり百十円の値上げです。そこでそれを加えましても、値上げをしなければならぬのは、そのOPECの値上げの分の値上がり率を石油の販売価格にそのとおりやるといふことは、不当に石油業界がもうかるということになるわけではございませんか。だから石油業界は国内における販売価格にそのOPECの値上げ分を反映させ、あるいは百十円の今回の関税分の値上げを加えても、計算をしてみれば四割以下の値上げで十分採算がとれるというふうに私は計算をしていくわけですが、その適正な価格というのはどういうようになるのか、通産省はどのように指導をしていらっしゃるのですか。

○古田政府委員 OPECの原油の価格引き上げに対処しまして、国内の石油会社がごしの三月一日あるいは四月一日以降値上げをしたいということでも新しい価格を打ち出しているわけでございます。

ます、この幅は二千円ないし二千四百円という形になっております。

この中に、それぞれ会社ごとに原油の引き上げ幅の影響が非常に違ひますので、織り込んでおります原油の上昇額は非常に区々になっておりますけれども、大体千二、三百円から千七、八百円ぐらゐの間でその中に織り込まれているわけでありませぬ。

〔委員長退席、小泉委員長代理着席〕
ただ、その織り込みます場合に、それぞれの石油会社は最近の為替レートを基準として新しい原油価格の計算をしておりますから、それなりに為替レートが円高になっておる点はそれぞれの石油会社が打ち出してあります新しい石油製品価格の中に織り込み済みであるというよう形になっております。

なお、ごく最近の為替レートは、先生御指摘になりますように、さらに下がってきておりますけれども、為替レートの製品価格への反映につきましてはその都度都度の短期的な動きを織り込むというよりも、むしろある程度ならした形で考えていくというのがむしろ妥当ではないかというふうには私も考えております。

それから石油会社の石油製品価格の引き上げに關しましての私どもの方針でございますが、先ほど先生が御指摘になりましたように、五割引き上げ国と一〇%引き上げ国がございまして、この影響は各社ごとに非常に区々になっております。そういうことで、当面私どもとしては、石油会社がそれぞれのユーザー、需要業界との交渉を進めていくということでの推移を見守りたいというふうな考えでおるところでございます。

○村山(官)政府委員 時間がありませぬので簡単にお願ひしたいと思ひますが、上期の為替差益は石油業界は四百億圓もあつておるわけですね。それで下期の場合も同じようなことになるであらう、もっと多くなるだろう、こういうふうなわれわれは見ております。そういうふうな点から、OPECの値上げがあつたから、やれ関税の

値上げがあつたから、税率の引き上げがあつたからという形で消費者に転嫁される、これはやはりよくないと思ひます。そういう価格の形成については十分配慮を願ひたいと思ひます。注文を申し上げておきます。

それと、川崎代議士の方から先般質問がありました中で、日韓大陸だの共同開発の問題に關してメジャーに対する融資等は否定をされましたが、五十年六月の公団法の改正によりまして貸し付けの相手方として新たに「外国の政府機関」、ですからたとえば韓国のそういう石油公団がございまして、そういうようなものに対しては石油等の採掘及び採取の事業を行うものについては認める、こういうことになっておりますね。ですからこの問題は、私はやはり法律の解釈としてはそういうものは貸し付けの対象になる、ただしその場合には生産原油の引き取り権のあるものについてということになるであらうというふうな思ひでございます。

○古田政府委員 昭和五十年六月に行われました石油開発公団法の改正によりまして、外国の政府機関等に対しまして直接貸し付けを行うことができるとなつたわけでございます。この業務は産油国がナショナルリザーブとして保有しております鉱区をみずから国営石油会社が採掘、開発する場合に、石油開発公団が日本への原油供給を条件としまして、それを見返りとして資金供給を行うというところで決められた規定でございます。韓国に対しまして直接貸し付けにつきましてはこの業務がございましたように国営石油会社等で、韓国がこの貸し付けを受けるためには、石油開発のためのみずから直接採掘活動を行う国営石油会社をつくる必要があるということになるわけ

でございます。さらにこのような会社のみずから採掘開発をする、韓国がそういう会社をつくりまして直接採掘活動をするということが公団の直接貸し付けの前提ということになっております。

これは石油開発公団法第一条の關係でそういうことになるとは思ひます。したがって現在、現在の状態で考えますと、韓国は現在産油国でもございませぬし、近い将来に外国に輸入するだけの石油の生産量を確保するといふふうな見通しも定かでないと思ひますので、現実問題としましては、石油開発公団の直接貸し付けの対象とはならないと思ひます。

○村山(官)委員 その点だけは、大蔵大臣、いま通産省はそういう態度でございますが、やはり公団法第一条から見ても誤解がございまして、法的には私はその解釈はできると思ひますが、実際には貸し付けをするようなことは、これはわれわれ国民の資金でございまして、そういう通産当局の考え方は、大蔵大臣としてもそのとおりにお考えでございますね、確認だけしておきます。

○坊間務大臣 通産省の見解と同じであります。

○小泉委員長代理 佐藤観樹君。

○佐藤(観)委員 今度の関税暫定措置法の改正の非常に大きなウエイトは、私は石油関税、とりわけ原油関税の引き上げにあると思ひます。その中で出てくることは、関税の額を引き上げることも重要でありますけれども、その政策の中身としては、何といつても当面原油を安定的に供給する、備蓄の問題もその一端でありますし、その他の關係から言つても原油を安定的に供給をするということがその政策の基本だと思ひのであります。

そこで、これは大方大筋については川崎委員からもお話がございましたが、いろいろアラブ諸国、中近東諸国の日本観というのを見てみますと、日本は口先だけで約束はしていくけれども、どうも実行がその後伴わない、こういう不満が非常に

あるやに私たちはいろいろな文献で見ると、七四年に小坂特使が行ったときの経済協力あるいは七三年に三木特使があるいは中曾根通産大臣が当時中近東に約束した経済協力等々、約束したものが一体どのくらい実行されてきているのだろうかということについて少し検討してみたいと思っております。

冒頭に、いま私が前提として申し上げました、どうも中近東諸国から日本を見てみると、日本は約束だけにして石油石油と言われけれども、その実行の度合いが足りないのではないかという批判を外務省としてはどういうふうな受け取られているのか、まずその辺からお伺いしておきたいと思っております。

○大蔵説明員 お答を申し上げます。

わが国は従来から中東諸国の経済社会開発に対しては適切な経済技術協力を実施するよう努めておりましたけれども、いまおっしゃいましたように、中東諸国との友好関係を一層深める目的のために、昭和四十八年の十二月から四十九年の一月にかけて、三木、小坂両政府特使及び中曾根通産大臣が中東諸国を訪問されました。そのときに八つの国で、これは円借と民借と合わせて合計七千億円で、そのうち円借が約二千四百億円でございまして、この約束をされました。その八つの国を申し上げますと、エジプト、シリア、ヨルダン、アルジェリア、モロッコ、スーダン、イラン、イラクでございます。プロジェクトの選定等についてはまだ協議中のため交換公文締結に至っていない若干の例を除きますと、現在までに六つの国、すなわちエジプト、ヨルダン、アルジェリア、モロッコ、スーダン、イラクの国で十一件、合計しまして円借で千二百九十五億円、民借で千九百億円でございまして、これは円借についての交換公文の締結をすでに終わっております。政府といたしましては今後とも関係諸国との協議を続けて、また交換公文が締結されておられない分につきましてはなるべく早くそれを実行したい、こういうふうな思っております。

○佐藤(観)委員 その中身については後でもう少し詳しくお伺いします。

アラブ諸国、中近東諸国から、いま私がお話したように、どうも日本は約束だけにしてはいるけれども、その後の実行、トレースが非常に悪いというところが出てくるのですが、その批判に対して、総体的な話で結構ですから、外務省としてはどういうふうにお受け取りになっているのか。

○大蔵説明員 いま申し上げました政府の円借の案件につきましては、実行されてないものが額としてはまだ相当ございまして、これは先方のプロジェクトの選定が終わらないために交換公文が締結されていないというふうな事情がございまして、現在わが国も協力しましてプロジェクトの決定に努めておるわけでございまして、そういうことでございまして、先方から約束だけにしては実行しないではないかという批判はないというふうな考えをしております。

○佐藤(観)委員 たとえば三木特使が四十五年の十二月の十日にアラブ首長国連邦に行つて、技術協力として、アスファルト方式による砂漠の緑化につき技術援助を考慮、こういう約束が外務省の資料に出ているわけでありませうけれども、この技術協力はある程度進んでいるんですか、どういう状況なんですか。

○大蔵説明員 これは進んでおります。昭和五十一年の七月に、日本砂漠開発協会というのがございまして、それとアラブ首長国連邦の間でアブダビのスレイマット地区に六ヘクタールの緑化試験農場を建設いたしました。三年間専門家を派遣して農場の維持、管理を行うという内容の契約を締結しております。そして、五十年末から農場の建設を開始いたしました。これに対しては国際協力事業団の専門家三名が現地へ赴いて五十一年の十月から実験を開始しております。

○佐藤(観)委員 それと、やはり三木特使が約束してきたことでありますけれども、サウジアラビア、ここにはかなり多くの経済協力が約束されて

いるわけでありませう。この外務省の資料を見ますと、協定書というのですか、議定書というのですか、これに署名というのがあるわけですかね。しかし、その後が一体どうなっているかというものが非常によくわからないのです。

たとえば中曾根通産大臣が四十九年の一月にイラクへ行つて経済協力、技術協力をしておりました。たとえば経済協力では、円借款及び民間信用合計十億ドルの借款を平均金利五・二五％で供与し、LPGプラント、精油所等の建設に協力すること、イラク政府は日本に対し十八年間に九千万トンの原油、LPG、年間少なくとも百二十万トン及び石油製品が供給されるよう措置をとること、こういう経済協力がなされているわけですから、これは実施の状況はどういうふうななっているか。

○大蔵説明員 お答えいたします。いまイラクの方は昭和五十一年の九月に肥料プロジェクトについての円借二百八十八億円でございませうけれども、供与の交換公文を結んでおります。さらに五十二年の一月、すなわちことしの一月にハルサの火力発電所プロジェクトに対して円借、これは百四十五億でございませうけれども、これの供与の交換公文を締結しております。

○佐藤(観)委員 それで、交換公文の交換までわかるのですか。その後の実行についてはどうなるのですか。もちろん、それは資料を発注したり何したりかしたりするのでしょうけれども、その後のトレースがどうも——交換公文まではおたくの資料にもずいぶん書いてあるのですよ。その後の実施というのを見るとどうも——どこどこに開設をしたとか、それは非常に大きなプロジェクトですから、そう簡単にはすぐ書けるようなことじゃないですけれども、たとえばいまイラクの場合に、四十九年の話ですからもう少し進んでいてもいいんじゃないかという感じがするのです。

交換公文後のことが、皆さん方の資料を見ますと、交換公文の締結までは来たけれども、その後、非常に技術的なことも入りますから、こ

う表に書くにはなかなかむずかしいかなとも私は好意的に受け取ったのですが、その点はいかがでございませうか。

○大蔵説明員 交換公文を締結しますと、その後、日本で言いますと海外経済協力基金、それから先方のしかるべき機関との間で借款契約、ローン・アグリメントと言っておりますけれども、ローン・アグリメントを締結しまして、そしてその契約、アグリメントに基づいて借款の実行が進められるわけですから。

〔小泉委員長代理退席、野田(毅)委員長代理着席〕

それで、肥料の方については恐らく実行がかなり進んでいるんじゃないかと私は思いますが、手元に資料がございませぬので、進行状況ははっきり申し上げられませぬけれども、ハルサの方はことしの一月に交換公文を締結したばかりですので、まだ実行の段階には至っていないと思っております。

○佐藤(観)委員 それから四十八年にエジプトやアラブ諸国と、三木特使がエジプトの運河拡張について約束をしております。これは直接石油とこういうこととありませぬけれども、スエズ運河とこういうのはいろいろの意味で非常に大事なわけですから、これなんかについても実施状況というのを見てもみますと、交換公文署名まではわかるのですよ。その後は果たしてどうなっているのか、交換公文まではいったけれども、その後が、資金の問題なり技術の問題なり、そういうようなことではないものだから、どうも日本は口だけ約束してということに言われているんじゃないかというふうに見えるわけなんですけれども、その点はいかがでございませうか。

○大蔵説明員 いまおっしゃいましたスエズ運河の件につきましては、これは非常に順調に進められておまして、これは日本の五洋建設が担当してやっておりますけれども、実行条件が非常にいいので、もう少しはかの日本が請け負ってない分についてもやってくれないかという話があるくらいに聞いております。

○大蔵説明員 いまおっしゃいましたスエズ運河の件につきましては、これは非常に順調に進められておまして、これは日本の五洋建設が担当してやっておりますけれども、実行条件が非常にいいので、もう少しはかの日本が請け負ってない分についてもやってくれないかという話があるくらいに聞いております。

のでございます。

〔保岡委員長代理退席、委員長着席〕

したがいました、この措置によりまして、この特別会計の活動によって海外における石油の新たな発見ということが促進されますならば、その目的はかなり達せられたものであらうということございまして、根本的な問題は今後にゆだねられて

いる次第でございます。
○佐藤委員 ところで主計局の加藤さん、いらっしゃいますから、ちょっと問題が大き過ぎて答えにくいかと思うのですが、結局石油の備蓄なり探鉱開発なり自主開発なりということをやっていくためにどこか金を出さなければいけませんね。この場合には、現在の場合にはとりあえず石油に課税をかけて、そこから大半を道路財源にしたりその他に使うということでありまして、備蓄もそう待つていられないし、自主開発もある程度やりたいということでありまして、そうやってくると、一体財源は、考えられるのは一般会計から持つてくるかあるいは支出の方の、システムとしては現在のようにおいて、道路財源を減らしていくか。道路財源を減らすということについてはもう少しバックグラウンドがありますので、ひとつこれも考えてみたいと思うのであります。いづれにしても考え得ることと言ったら、も

○加藤委員 非常にむずかしい問題でございます。おとし、去年、ことしと三回、この石油関税の問題が出たわけでございます。御指摘のように、財政事情の面から見て非常に重要でかつ緊急に迫られているわけですが、ガソリンの問題もいろいろ考えたわけでございますが、来年五年計画が切れてきて、ガソリンの方も暫定二年の増税中であるわけですから、それからあちらの方は総合交通体系という問題を抱えて、地下鉄だ、モノレールだ、道路だけでなくそういう議論もこれからやっていかなければならない段階にあるわけですから、それからエネルギーの方も、石油、石油のみならず原子力の問題があるわけですから、こちらの方も総合エネルギー体系で、要するに総合と総合のぶつかり合いで、経済の状況を見ますと、オイルショック以降非常に異様な状態にある。抜本的な恒久策を検討するような段階にないというよう

な認識を持ったわけですから、そこでやむを得ず、佐藤委員がいま御指摘のように消去法みたいな発想で、通産省の方も総合エネルギー調査会であるような財源を探索された結果、結局現実的には現在ある関税に依存せざるを得ないのじゃないか。それから昨年の七月時点の外国比較によりまして、一バレル大体ヨーロッパは九ドルくらいかけているわけですね。わが国は三ドルなわけですから、関税で確かに取っている国は日本とアメリカしかございせんが、古い税金はいい税金というようなこともあって、現実的に考えれば財政事情の緊急性をならむと、とりあえずはいまある制度を活用せざるを得ないのじゃないかというふうにご

けでございます。全体の総合エネルギー体系、総合交通体系、二年でどこまで検討ができるか、私としては率直に言って現段階で余り自信がないの

ですが、通産省の方で総合エネルギー調査会に基

出している財政ですから、なかなか口だけで一般財源と言えはすぐ事が済むような事態にないとい

うことは私も十分承知をしております。御指摘が、しかしいづれにしろ私は貿易立国としての日本を考

い手段であったということで御了解願えるのではないかと。ところで踏み切った次第でございます。現在までのところ産油国から今回の引き上げにつきましても御意見は承っていないのが現状でございます。

○古田政府委員 わが国の場合は、原油の九九・七％を外国から輸入しております。したがって原油に關する関税を引き上げても、国産品に代替されるというふうな問題は生じないわけでございます。そういう関係で、特にこれが貿易制限的な措置というふうにはならないのではないかと。それから考えますし、特に今回の措置が差別的な性格を有するものではないというふうなことで、OPEC諸国との関係につきましても、私どもとしては、問題にならないのではないかと。いろいろに考えているわけでございます。

それから、上げ幅につきましても百十円ということで、これは全体の物価への影響等考えますと、非常に微少なものであるというふうに考えている次第でございます。

○坂口委員 いまおっしゃる通りに、この石油の備蓄あるいは開発という問題が小資源国日本にとつて非常に重要な問題であることもよく理解されます。それからエネルギー政策の柱にどうして置かなければならないという理由もわかるわけでありまして。しかし、今回のこの関税の引き上げという政策の選択というものが、たとえ国内的に合意されたとしても、その国内も、実際にはいろいろむずかしい面もあったようですが、国際的には、こういう政策の選択というものを果たして好意的に見てくれるであろうかという問題が一つやはり残ると思うわけですね。百十円という上げ幅が非常に小さいということを先ほどから強調されるわけでありまして、しかし九九・七％外国に依存しなければならぬ日本でありまして、百十円とは言え、積み重ねていけば、これはかなりな額になることは事実であります。もちろん、本年になりましてからも、あるいはまた昨年後半から、OPECを中心といたしまして値上

げの問題等がいろいろ議論をされているわけでありまして、そういう議論の中でこの問題が生まれたときに、何か一つの引き金として、日本にもこういうことがあるんじゃないかという理由の一つにされる可能性も私はなきにしもあらずと思うわけでありまして。

こういふことをあれこれ考えてみますと、今後非常に大きな問題を残すことになりはしないか。その額は、いまおっしゃったように、私もこれが非常に厳しい額だと思つて一人ではございませぬ。しかし、百歩譲つて、その額よりも、上げるといふそのことが、国際経済の中に、国際貿易の中に一つの将来に対する心配の種を残すことになりはしないか、こう思うわけですが、いかがですか。

○且政府委員 ただいま御指摘のような点はまことにございともな点であるかと思つております。私どもがこの件を審議いたします際に、関税の審議会におきましても、先生が御指摘になりましたような御意見が多々出された点でございます。ただ、先ほど申し上げましたように、百十円増税いたしましたのは、いまから十四年前にやはり百十円、たまたま一致するわけでございますが、百十円を増税いたしました。そのころは石油がまだ非常に安いころでありまして、十四年後に同額の百十円を増税いたしましたわけでございますが、これは御案内のように、石油価格が四倍になりました数年後に上げたわけでございます。したがって、そういう意味でも非常に些少な引き上げであつた。ただ先生の御指摘のように、額の問題ではなくて、そういう上げたということ自体が国際的にどういふ反響を及ぼすかということにつきましても、今後なお産油国等の反応などを見まして暫定的に二年間引き上げるといふことでございます。抜本的にエネルギー対策のあり方を見直す際に、それらの国々の反応もあわせて考えてまいるのが筋ではなからうか、かように考える次第であります。

○坂口委員 今回の引き上げが、いわゆる石油関

連の中で赤字だから、すなわち石炭石油特別会計の中で非常に赤字になっているから、その石油関連の中で赤字というものを解決して、こういう発想のもとになったと思うわけでありませぬ。しかし、日本の貿易全体の枠の中で見ますと、少なくとも昭和五十一年度、もう間もなく終わろうと思つていますが、国際貿易としては黒字幅になつております。この国際貿易の中としてとらえることなく、ただ石油というエリアの中だけでこれをとらえて上げるという行き方を、私は将来禍根を残すことはいかぬかという心配を言つておられるわけでありませぬ。昼までにも、佐藤議員の質問にもございまして、国内におけるガソリン等の税金によりまして道路等がほとんど整備をされておられる。これらの問題も絡んでおられる方から少し埋めるべきではなかつたかという議論もございませぬ。この議論も無理な議論ではなくて、やはり一理ある議論であると思つておられます。けさの御答弁によりまして、エネルギーの方はエネルギーとして将来計画を持っているし、それから道路交通等の問題は新しい計画もまた持っている。この二つにまたがって行くことは非常にむずかしいといふような御答弁でありましたけれども、しかし、この国際経済とそれから、先ほどから指摘いたしましたような問題点を考えてみますときに、やはりこういったことも取り上げるべきではなかつたかという気も私の心の片すみです。わけでありませぬ。この点いろいろ議論の未決定されたことだと思つておられますが、大臣としてはどのような考え方で処理なさつた上で決定されたのか、決定過程においてこういう議論をどう位置づけられたのか、ということをお聞かせいただければお聞かせいただきたいと思います。

○坊間大臣 この問題につきましては、午前中に佐藤委員にお答え申し上げましたが、御意見のような議論が予算編成中にも相当強く行われまして、それらの御議論に対して慎重に検討してまいつたのでございませぬが、この五十二年度の予算編成に際しましては、とにかくさしあたって

いまとりました百十円の引き上げというふうなことに落ちついたわけでございますけれども、私はこれをもって能事終われりということには考えておりませぬ。今後基本的な考えを打ち立てていかなければならないという気持ちを強く抱いておるわけですね。

○坂口委員 それでは少し話題を変えたいと思つて、農産物の問題について、これも最近非常に大きくなつておられる問題の一つでございます。ECの方が十品目につきまして日本の輸入拡大を主張しているわけでございますけれども、この対応の仕方も非常にむずかしい問題の一つだと思つておられます。しかし、むずかしいけれども決定をしなければならぬ問題の一つであると思つておられます。この十品目の内容を見させていただきますと、酒、たばこ類、チョコレート、それからお菓子のたぐい、チョコレートその他が入つておられます。かん詰め等も一部入つておられます。特に酒、たばこ類とそれからお菓子、かん詰め類、合わせて十品目ということになっておられますが、日本の国内にも影響のかなりある側面もございませぬ。この問題に対してはどう処理をされようとなさつておられるのか、現段階の時点で結構ですから、お答え願いたいと思つておられます。

○且政府委員 昨年の秋以来のいわゆる日ECの貿易問題に關連していろいろな要求が出てまいつたわけでございますが、工業製品につきましても、先生御案内のとおり今日までいろいろな解決策がとられたわけでございます。先生のいま御指摘になりましたECからの農産物に關します要求品目は、品目のとり方にもよりますけれども、九品目あるいは中身を分けますと十品目ということになりまして、その品目はバター、ナチュラルチーズ、それから豚肉の調製品、チョコレート、ビスケット、ワイン、ウイスキー、ブランドー、葉

たばこというふうな品目が挙げられておるわけでございます。これらの品目につきましてその関税引き下げあるいは関税割り当て制度をとる、あるいは酒税の軽減をするというふうな点につきま

て種々討検がなされておるところでございます。翻つて、ECとの貿易の収支を見ますと、昨年で日本の対ECの貿易バランスは三十六億ドルの出超でございます。しかし、農産品だけをとってみますと、ECからは日本は約四億一千万ドル輸入いたしております、逆に日本が輸出しておりますのは一億三千万ドル程度でございます。したがって、農産品だけとりますと、日本の大きな入超ということになっておるわけでございます。しかも、これらの農産品につきましては、先生御案内のとおり日本の競争力というものは必ずしも強くない。しかも中小企業あるいは農家の皆さん方にも密着した品目でございますので、その扱いにつきましては慎重に検討いたさなければいかぬと思つておる次第でございます。

これらの要求のうち関税の引き下げあるいは関税割当で制度の問題につきましては、現在ジュネーブで行われておりますガットのMTNと申しますか、関税の交渉の枠組みの中で、当方といたしましては相互主義に基づいて今後協議してまいるのが筋であろう、かように考えておるわけでございます。その交渉の際には、先ほど申し上げました、それらの関係業界の実態を踏まえ、また関係各省と十分御協議しつつ、他面国際的な協調という見地も十分尊重しつつ具体的に検討してまいりたいという考えでございます。

○坂口委員 これも現在進行中の話に立ち入って聞くこととはどうかと思つますが、この十品目の中で、種類によっては向こうの要求にある程度たえていいというものもあるのか。やはりこの十品目の示され方、あるいはその背景を考え合わせて二国間でのこの問題の処理は、いまのところとかく待ってこれとどうなのか。その辺はどうなんですか。

○日政府委員 このECとの間の農産品の協議につきましましては、ただいま申し上げました九品目が初めてではございません。御案内のとおり昨年の十一月に日本側が書面で回答いたしました中に

は、たとえば飼料用の脂肪粉乳というふうなもの、あるいは牛肉の検査基準の問題等につきまして、若干の譲歩をいたしておるのでございます。それに加へまして、最近、日本専売公社はイタリヤからの葉たばこの買付けを当初予定いたしておりませんでしたけれども、日本とECとの関係改善の見地も考慮いたしまして、この二月に輸入をすることに決定いたしました経緯がございます。そういうことで、われわれは農産品につきましてもかなり誠意を見せてきたわけでございます。そういうことでございまして、現在までのところ、今後どうするかというところを言う段階ではございませんけれども、少なくとも関税につきましましてはそういうことで、ガットの場で相互主義に基づいて協議していくのが筋だというふうな考えでおる次第でございます。その他の品目につきましても、どうするかということ、今後関係省とゆつくり、じっくり詰めてまいりたい、かように考えております。

○坂口委員 エネルギー庁もお越しただいておられますね。この石油対策特別会計の概要を見せていただきますと、かなり多岐にわたつた事業内容がございまして、私もこの石油備蓄というものの必要性というものを全然認めていないわけではなくて、これだけ日本の経済を支えている石油でございまして、ある程度の必要も認めなければなりません。ただその石油備蓄にかかわつて公害問題でございましてか立地条件でございましてとか整備をしなければならぬ問題がたくさんある。この辺のところについてどうするかという問題点指摘をいままでしてきたわけでありまして、その他この石油対策等につきましましてはどうしてもやらなければならぬ項目がその中にも含まれております。ぜひそういうことは積極的に統括してやっていただくことに私ども賛成でございます。

先ほども少し申しましたとおり、総合的なエネルギーという立場からまいりますと、いままで進めてこられた備蓄増強対策でありますとか、ある

いは石油の先に対する投融資でありますとか、こういうもののほかに新しいエネルギー源に対する開発等に対しても、もう少し新しい芽をこの中に出していただいてもいいのではないかと、こう考えますが、その辺のところはこの簡単なパンフレットの中にはあらわれていないけれども、実際は出ているのか、あるいはそういうようなところまではいっていないのか、その辺ひとつお答えを願いたいと思つております。

○古田政府委員 石油政策というよりもむしろ全体の総合エネルギー政策の推進に関するものでございまして、これにつきましては、昭和五十一年の十二月に総合エネルギー政策を政府として閣議決定いたしました。それに基づいて現在進めておるわけでございます。その大きな柱として、一つは石油依存度をできるだけ切り下げたい、もう一つは石油源といたしまして、たとえば原子力開発とかあるいはLNG計画の促進といったふうな課題も大きく掲げているわけでございます。それらの進行状況等を勘案いたしまして、さらに国際的な石油情勢等も踏まえまして今後のエネルギー政策をどういうふうな形に持っていくかという点につきましまして、現在総合エネルギー政策の抜本的見直しということで、政府として体制を整えて新たに問題の検討を始めたところでござい

ます。通産省としましては、総合エネルギー調査会の中に基本問題懇談会がございまして、それを強化拡充をいたしまして検討してまいります。それから通産省の中に同じく総合エネルギー政策の推進本部も設けてスタートしております。さらにこれに関連いたしまして、政府としましてエネルギー政策の推進に関係いたします閣僚会議も発足させるといふふうな形で、これから先二年間をめぐりまして全面的な再検討をするということになつております。したがって、先生ただいま御指摘いただきました問題につきましても、これから先の検討の幾つかの項目の中の一つの大きな課題になっていくのではないかと、かように考えて

おります。

える次第でございます。

○坂口委員 最後に物価の問題でございますが、先ほどどちらからお答えがあったのか、お答えの中に、物価に対する影響というものは考えなくてもいいというふうな発言がございましたけれども、しかし百十円とは言いがた、関税の上昇というものはこの百十円の額にとどまらず、その波及効果等考えますと、やはりこれは影響を及ぼさざるを得ないのではないかと考える一人でありま

す。先ほどこのお答えをいただいたのは通産省でございますが、百十円が物価に対して心配ないとおっしゃったのは、心配ないとおっしゃる根拠をもう少しひとつお聞かせいただきたいと思つております。

○古田政府委員 現在石油につきましましては先生御存じのとおり、一月一日からOPECの原油価格の引き上げに直面しているわけでございます。このOPECの原油価格の引き上げは、サウジアラビアと首長国連邦が五割、その他が一〇%引き上げるといふふうな形になっておりますが、これのわが国に及ぼす影響は、わが国の原油の輸入構成からいいますと七割八割というふうに見られております。それを金額に換算して考えますと、会社ごとに影響の差はありますが、大体千七、八百円ぐらいに該当するわけでございます。このOPECの引き上げが率として非常に高いものでございまして、これにつきましまして私どもの方で国内製品への価格の転嫁が行われ、さらにそれが他の産業の製品価格へも波及していくというふうな間接的效果も含めて考えました場合に、卸売物価で〇・七ないし〇・八%程度、消費者物価で〇・三%程度の影響があるというふうな形に考えておる次第でございます。これはただいま申し上げましたように、OPECの原油価格引き上げがわが国に及ぼす影響についての試算でございます。千七、八百円ぐらいのレベル、水準に対しての試算でございますが、これとの関係でいいますと、関税引き上げ百十円は、比率でいいますと非常に小さいものになるのではないかと、かように考えた

次第でございます。

○坂口委員 最後、大臣にお願いをし、また決意を聞かせていただきたいわけでありませう。

いま出ました物価に対する影響でございますけれども、百十円というその額が、いま通産省からお示しになったような数字で、そう大きな影響を与えようとは思われないと、こういう御答弁であったわけですが、先ほども申しましたように、この百十円というその物理的な額だけを計算をしていけばそういうことになるのかもしれませんが、やはり何とかして値上げをしようという動きのある中でこの関税の引き上げというのが、そこから波及効果を及ぼしてはか大きな影響を与えることもこれは考慮に入れておかなければならない問題だと思っております。そういうふうな意味で、この関税の引き上げによって、このことが一つの引き金となって、石油全体に値上げのムードを引き起こすとか、あるいはまたこのことが石油製品の問題に波及するとかというふうな、少なくとも口実になるというふうなことが起こっては、これは日本の経済にとりまして一大事でありませう。特に、ようやくこれから経済を回復せしめていこうというやさきのことでもございませうし、慎重には慎重を重ねていかなければならないと、これは思っておりますので、ぜひそういうことが起こらないような態度を大臣として、これは財政担当の大臣としてもしっかりひとつ注意をしていただきたいと思ひますし、またこれは大臣の範囲外にも及ぶことでもございませうけれども、経済担当大臣としての御決意もひとつ承って終わりにしたいと思います。

○坊岡務大臣 さしあたっての波及というものは私もそれほど大きなものではないと思ひますけれども、それがルーズに考へて、それでいいのだというところは決して考へてはならない、でき得る限りとにかく、石油を備蓄したり石油を安定せしめていくために石油から原因を生ずるところの財源によってのみ随つていこうということについては慎重に考へていかなければならない、かように考

えます。

○小淵委員長 高橋高望君。お尋ねしようと思ひましたことを、前に委員の方が大分御質問なさいましたので、少々変えさせていただきますのでどうぞよろしくひとつお願いいたします。

私は改めてガットの新しいラウンドに関連してお尋ねをしたいと思ひます。私たちが、とかく日常でもそうなんです、かなり大事な意味のあることを一つの言葉で表現しているうちに中身が変わつてきていることが間々あります。そういう点からいまして、私大變プライマリーなお尋ねになります、よく一口に発展途上国という言葉を使われませうけれども、いま私たちの国であるいは行政の段階で発展途上国という表現をなさるときに、どういふ地位の国を指しているのか。たとえばGNPではあるのか、あるいはその他いろいろな状況があるうかと思ひますが、一口に発展途上国とおっしゃるのにはどういふ地位の国を指すのか。私なりに考へてみますと、たとえばガットの十八条では生活水準が低くて開発初期の段階にある国だ、こう定義づけておられます。しかし、東京宣言の内容の中にも、発展途上国に対する取り扱いという中で、先進国は発展途上国に対して相互主義を期待しないとか、あるいは同じ発展途上国の中でも後発の発展途上国については特別な配慮が与えられなければならないことを認めるなどというふうな内容があったかと思ひますが、こういう点を考へていた場合に、具体的な基準がはっきりしない面では実務面ではなかなか問題が出てきているのではないかと私は思ひます。

そこで、改めて発展途上国ということについてのいまのお考へ方、どういふふうなお考へ方をなさるのかをお伺ひしたい。外務省の方にお願ひしたいと思ひます。

○松田説明員 お答え申し上げます。御指摘の点は大変むずかしい点でございますし

て、かなり以前からいゆる開発途上国の定義というものは国際的にも非常にむずかしい問題で、議論をいたしてまいりました。

結論を先に申し上げますと、一律に開発途上国を客観的に定義づけるような基準は設け得ない、これが現状の結論になっております。たとえば一九六五年にOECDの閣僚理事会が検討グループを設置いたしました、いろいろ勉強させました。

そこで、たとえば国民所得であるとか、出生率であるとかあるいは農業の比率であるとかいろいろなクライテリアを使ったのでありますが、結局客観的には基準となり得ませんでした。そこで自己選択制度、すなわちみずから自己の経済の内容にかんがみ、発展途上国と思ふ国に名のり出てもいいまして、それをそうではないと考へている国、すなわち先進国が援助していく、そのような国際的な仕組みができていませうと思ひます。また先生は後発発展途上国についても御指摘ございましたが、まさにその点が一つの問題でございました。ところがこちらの方はいろいろ非常にレベルの低いという意味においてある種の基準を設けることが可能でございました。すなわち一九七一年の第二十六回国連総会においては、決議二七六八をもってLDCすなわち後発開発途上国の基準として三つの基準を認定いたしました。それは一人当たりの国内生産額が百ドル未満、第二に文盲率が八〇%以上、第三に国内生産における製造業の割合が一〇%以下、この三つの条件を満たすものを後発開発途上国として当初二十五、その後四カ国追加いたしました二十九カ国を現在指定しているわけでございます。

またガットそのものも、十八条にまさに先生御指摘のとおり表現はございませうけれども、これをしてもどの国がその国に当たるかどうかという客観的基準にはなりません、一つの概念規定でございます。ガットのたゞいま行われております御指摘の東京ラウンドにおきましても、やはり一つの自己選択制度ということで律している次第でございます。

○高橋委員 自己選択制度でそれに対してチェックをする、そういうふうになりなつていふとお答えだと思ひます。そうである、私が考へられることは、いま後発発展途上国に見られるような一つの数字で出せる場合はございませうけれども、そうじゃないようなときには、そろそろ従来の発展途上国というのに対して一般的な考へ方にもう少しつけ加えなければいけないんじゃないか、逆に言えば、たとえ資源を持つ国と持たない国、有資源国と無資源国とはおのずから先進国がこれに対して取り扱ふ態度も変わってくるのではないかと、こんなふうにも思ひますが、その辺についてはいかがでございますか。

○松田説明員 少なくともガットという枠組みの中では、御指摘のような資源の有無ということでは、世界貿易を律することはちょっとむずかしいからうかというのが現状認識でございます。

すなわちガットと申しますのは、自由、開放、無差別という原則のもとに戦後生まれまして、その枠組みの中で世界自由貿易が発達してまいりました。その中には富める国、貧しい国、あるいは石油のある国ない国ございませうけれども、それは援助であるとかそういう面では非常に影響が出てまいりませうけれども、物の流れという面ではルールを定めるわけにはいかない。たとえは一つの同じ物がある国が他国から輸入する際に、そのよつて来る国がどの国かによつてその品物の価値が変わるわけではなくて、その品物それ自身によつて商業価値が決まり関税がかけられていくということになりませうのですから、やはり無差別という原則は、ガットの枠組みの中の世界貿易と一つ一つの基準として成立せざるを得ない、このよつて考へておられます。

○高橋委員 お話はわかるのですけれども、現実の問題として資源のある国が世界経済に対してかなりの影響力を及ぼし出しているという事実があると思ひます。この辺から考へていけば、少なくとも新しい立場に立つたときには、この資源に対

する配慮というものが新しい国際ラウンドの展開の中で、そろそろ準備をされなければならぬところへ来て居るのではないかと、この辺については重ねていかがでございますか。

○松田説明員 二つに分けてお答えさせていただきます。

第一点は、御指摘のように資源すなわち富というふうな考えます場合には、一般貿易のルールとしては差別はなかなかむずかしいのですけれども、ただ、ガットは、先ほどから申し上げております自由無差別とはいいながらも、先ほどの十八条あるいは第四部に見られるように例外規定としての途上国への配慮もございしますが、そのような配慮をする段階にあって、すべての途上国を一律にはなく、若干段階をつけて、非常に貧しい国と先進国に近い国、あるいは非常に貧しい資源を持つて居る国とは少し考え方を立ててはいないかと議論が従来からございまして、東京ラウンドの中でもいろいろな分科会を設けて仕事をしておりますが、その一つのフレームワークグループというところでは、まさに御指摘のような問題の可能性を追求しております。

それから、もう一つの側面は資源の流れという点でございます。これは、たとえばOPECの石油金融に見られますように、有資源の国が自己の選択で輸出を規制することの可否という問題も国際経済上大きな問題でございます。石油以外のその他のものも資源についても、資源を求める国に対して自由に流れるようなルールが欲しいではないかという側面からいいます議論をしております。したがって、先生御指摘のとおり資源というものを念頭に置いて東京ラウンドがいかなる仕事をしていくか、あるいはすべきではないかという点につきましては、いま申し上げましたように貿易ルールの面と資源確保の面、二面から仕事をしておりますことを申し上げたいと思っております。

○高橋委員 とかく日本人の一つの癖として、何か決められたものに対して非常にまじめに遵守する、あるいはそういうものに対しての柔軟な解釈力が乏しいということが間々あって、何かのときに、あら、しまったというようなことを後で味わされて居るケースがたくさんあると思うのです。そういう意味からいっても、これはお願ひというのか希望事項になりますか、どうかひとつこういつた意味でガットに対する取り組み姿勢をそろそろ新しい要素を盛り込んでいただくようにお願ひ申し上げたい。また、その御準備を当局にそろそろ始めていただきたいということをお願い申し上げます。

続きまして、東西貿易についてちょっとお尋ねをしたい。私のこの場合の東という意味は、コマコンに入っているというか、その枠内の国というふうな御解釈いただいて結構だと思っております。この東西貿易間の傾向についてお尋ねをしたい。と申しますのは、六〇年代には東西貿易というものは年平均伸び率が世界貿易よりも上回っていたと思っております。この辺から、もうすでに従来の東西という感覚をある程度枠組みを超えた何かの胎動が始まった。この傾向が私は七〇年代も続いていると思っておりますが、今日の情勢、この東西貿易の状況はどのような数字が出ておりますか。

○西村説明員 お答え申し上げます。

ただいま先生の御質問、コマコン加盟の国との間の貿易、東西貿易全体が七〇年代に入ってからようになって居るかということでございますが、御指摘のとおりソ連、そして東欧諸国でございますが、この間の貿易は七〇年代に入りまして、おまわめて順調に推移しております。ちなみに数字を申し上げますと、七〇年のソ連、東欧諸国とのわが国の貿易は、わが国の輸出でございしますが、四億四千八百万ドルということ、全体の二・三％程度でございます。それから輸入につきましては五億九千二百万ドル程度で、三・一％程度を占めております。この輸出で四億四千八百万ドル、輸入で五億九千二百万ドルという数字が、七六年、昨年の数字でございますが、輸出では二十八億ドル、輸入では十三億六千万ドルというふうな数字が

めて大幅な増加を示しております。特に昨年は、わが国の全体の輸出が二〇・五％増加でありました中で、わが国のソ連、東欧諸国への輸出は二七・三％増、特にそのうちの主要な部分を占めますソ連に対しては三八・五％増、かなり上回った実績を示しております。これに反しまして輸入は、わが国の輸入が全体で一・四％増加を示しております中で、輸入につきましては九八・六％と前年をちょっと下回るところ、やや停滞をいたしております。

○高橋委員 私の想像どおり順調に推移しているように思われますが、そうであれば当然のことながらガットの中で抱えている問題あるいはコマコン内部でのいろいろ問題が出てくると思っております。こういった問題を踏まえて、国全体の姿勢として東西貿易についてどのような姿勢を今後おとりになるか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○西村説明員 わが国といたしましては貿易立国を国是といたしております。また、いかなる体制の国とも互恵平等という立場で今後ともこれらの国との貿易を拡大していく必要があろうと考えております。

○高橋委員 ただ、私が申し上げたいのは、先年ソ連に参りましてソ連のGKNTのメンバーと会談をいたしましたときに、非公式ではございませしたけれども、ソ連企業に対する投資の話を持ちかけられたことがございします。私は、ソ連という国が自由経済圏であるわれわれから投資を求めるというのとは、一体見返りなどはどういう形で行われるんだということを伺いましたときに、小さな声で、ソ連でできる製品を日本で売る権利をその会社に与えれば配当のかわりになるんじゃないかというふうなことを、非常に非公式ではございませすけれども、ソ連のある立場の方が私に答えたことがございします。

そういう点を考えると、ただ単に貿易立国だからというふうな割り切りだけで済まされるようなふうなふうな相手ではないと思っております。

ますので、重ねてそういう点を踏まえて、どうもガットの中の動きのようなわけにはいかないであらうと思っておりますので、重ねてこの辺をひとつお伺いしたいと思います。

○西村説明員 ただいま先生のお話しのソ連の企業と一緒に投資をというお話でございますが、私、それは初耳でございます。いまのお話でもきわめて非公式にというお話であったかのように承りましたが、私どもの方には具体的にそのような話はまだ聞かされておられません。もしそのようなお話がありましたら、よくいろいろな観点を検討させていただきます。

○高橋委員 私が申し上げたいのは、とかく経済にあずかるメンバーの方が物事の回転も早うございませすし、後から政治なりあるいは政策なりが追っかけていくという形の中では、絶えず日本が比較的損をしているケースが多いので、どうぞ関係の課長の方々にこの辺について遺憾のないように、貿易の拡大に伴っての御配慮をひとつお願ひ申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

では最後に、全然話題を変えてお尋ねをさせていただきます。

それは石油資源の開発に絡めて石油備蓄を進められる、これは当然のことだと思っております。しかしながら、私たちが石油危機を痛感させられたのはもうすでに三、四年前、四十八年あるいは四十九年にすでに大問題がわれわれの生活の中に入ってきた。以後、何うところによると、この三月の七日、八日にまた新しい総合エネルギーの問題に対しての対策の委員会をおつくりになったということとを伺って、この期間内に外部から見ると何ら前進的な手が打たれてなかったんじゃないか、大変失礼な言い方ですが、そういう感じがいたしますけれども、これについて通産省いかがでございますか。

○古田政府委員 石油危機が起こりましたのは昭和四十八年の暮れでございますが、それ以降、その前からももちろんエネルギー政策はいろいろな形で強化拡充し推進してきていたわけでございます。

ますが、その後も引き続きまして、石油の安定供給の確保、それから石油以外の新規エネルギーの開発の促進といったことを強力に進めてきています次第でございます。

石油の開発につきましては、石油開発公団の事業を中心としてその促進に努めることになっておりますし、それから、石油備蓄の促進につきましては、昭和五十年以降五十四年度までの間に九十日備蓄の達成をするということで、五十年以降すでに新しい施策を打ち出してきていますわけでございます。

それから、そのほかの石油以外のエネルギー源につきましては、原子力の拡充あるいはLNGプロジェクトの具体化といったふうな形でその促進に努めている次第でございます。

ただ、最近になりまして、国際的な石油情勢が非常に流動的になる、それから中長期的に見まして石油の需給関係がかなり厳しくなっていくのではないかと、そういうふうな見通しがございます。それから、原子力にしましては、LNGにしましては、当初予定のように実際のプロジェクトが進行していないことも事実でございます。その辺の情勢の変化を踏まえまして、新しい事態に対処する具体的な方策をさらに検討し、方向を打ち出していきたくということで、政府としまして総合エネルギー政策の再検討のための体制を整える、こういうふうな形になっております。

○高橋委員 問題はタイミングというか、こういう緊急を要する問題であり、慎重な審議も必要であるし、いろいろそのタイミングの問題はございませうけれども、とにかく私たちの判断では、この三月の上旬までやってこられたいろいろの審議会あるいはそういう一連の動きが、もう一度審議会からやり直さなければならぬというふうな事態、まことに国民感情としてはさびしいというか、ずれた御展開のように思われるのですが、この辺は、いかがでございますか。

○古田政府委員 先ほど御説明いたしましたように、石油危機以降世界的なエネルギー情勢が非常に

大幅に変化しておるといふふうなことでございまして、その新しい体制に即応するためにどのような方向を打ち出していくべきかということをお政府として検討し、方向を具体化していきたいというところでございまして。

この政府としての検討に関連しまして、たとえば通産省としましては、総合エネルギー調査会の基本問題懇談会の拡充強化によってその場での審議をお願いしている、こういう形になっております。

○高橋委員 私がお尋ねしたいのは、いろいろ御苦勞なさっていらっしやることはわからないではないのですけれども、現実の問題として、展開がはかばかしくなるといって何か国全体の手当がおおくれることからは国民全体の政治に対する信頼感あるいは官庁に対する信頼感という形を憂されることは私は非常に不幸だと思うのです。たとえば、備蓄基地を今度お考えになる。これは当然のことながら九十日分以上のものは持ちたい。これも私からいって、ところが、現在の国民の理解の中で、本当にそういうものをつくる必要があるのかどうかというところまでわからぬままに、備蓄自体に対して恐らく反対運動も起こる地域も私出るのでないかと思ふ。そういう点をお考えになれば、いまはやはり言葉じゃございませぬけれども、パブリックアクセプタンスと云うことについて通産の御当局がこの石油問題に対してどういふふうな取り組み方をなさるのか。ただ単に、備蓄タンクの設置について過疎の市町村に補助金を出すと云う程度だけで済まされる問題か。国民合意を求めるといふのも、もう少し積極的なところか、ある場合には危機感を訴えるといったような思い切った国民への訴えというものを通産当局はなさるべきじゃないか、こう思うのですが、いかがでございますか。

○古田政府委員 今般の総合エネルギー政策の見直し作業におきましても、先生がただいま御指摘になりましたパブリックアクセプタンスといひますか国民的な合意をどのようにして取りつけるか

というのが最大の問題の一つであるということ、議論として出てきているわけでございます。そういうことで、先ほど御説明いたしました総合エネルギー調査会の基本問題懇談会の中にパブリックアクセプタンスのための分科会を設けて、そこで具体的にこの問題をどのように進めていくべきかというところを御諮りしたいということに準備しているところでございまして。

○高橋委員 くだいのですけれども、そういう時期はもう過去のことじゃないかと思ふのです。いまこまで来て、四十八年以降三年、四年と経過したいまごろになって、そして国民の方の御理解をいただくような行動あるいはPRをなさるといふような感覚が、私は一人の国民としてはなかなか納得できない。いわんや、何うと、小委員会をつくって云々とおっしゃるけれども、まだそんな程度なのかしらという気が正直言って私にはございませぬ。この辺については、そろそろ政治自体も、行政自体も、ある場合にはかなりの積極性の中で御展開いただかないと問題が解決しないことがあるんじゃないか。小委員会をつくるとかやれ審議会がどうだとかいふことよりも、より国民合意を得るための方に行政全体の動きを活発にさせてい

ただきたい、お願ひ事項にならうかと思ひます。が、大臣を含めて、この辺について一層の御決意をお固めいただくことをお願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○小淵委員長 荒木宏君。

○荒木委員 このたび引き上げが提案されております原油増産税が財源になりまして石油特会から石油開発公団に金が出ていくわけでありまして、だんだんの論議を伺ってございまして、解散企業も含めて休眠企業が九社、投資額を私が計算いたしましたと百七十四億円強ということになっておる。十年間全体で千二百億といふから十数%でございませうか。相手は石油だからあるいはリスクが伴う、一発当たれば元がとれるとかいろいろな見方があるのですけれども、しかし何と云うてもそれは税金であります。しかも、四十二年の総合エ

ネルギー調査会の答申では、六十年には三〇%に、自主的に賄えるように持っていきたいという答申がありましたが、しかし自給率の方は依然として効果が上がらない。その後の推移を見ると、途中の石油ショックその他も含めて、むしろ積極的な評価さえできるという状態でありまして、こういうことについては、十年一節と言いますが、通産省の方では、直接の所管官庁として見直しと云いますか反省と云いますか、そういう点についてとるべき手だてはないのか、御意見を伺っておきたいと思ひます。

○古田政府委員 昭和四十二年十月に発足して以来、石油開発公団は海外及びわが国大陸などの探鉱開発の促進のために投資活動を続けてきたわけでございますが、昭和五十一年度末で探鉱関係の投資の残高が約二千九百億という見通しになっております。対象としております企業は、探鉱投資関係で三十八社、このほかに開発資金の債務保証を行っております会社は二社と云うことで、四十社ということになっております。

現在までのところ、この四十社のうち十社が石油の発見、生産に成功しております。この成功率は六〇%ということになっております。この成功率六〇%という数字は世界平均の二・七%という数字に比べますと比較的高いということで、石油開発公団の事業自体は、国際的な水準ということでは考えますと、効率的に行われてきたということでは言えるかと思ひます。ただ、その中にもちろん、探鉱しましたが石油の発見に至らずして休眠状態になっている会社と云うのもあるわけでございます。それで、現在その休眠企業数は七社ということになっております。

私もとしましては、今後ともできるだけ、地質的な有望性が高くプロジェクトとして成功の可能性の強いものを取り上げて、石油開発公団の事業が効率よく進められて、当初目的といたしましたわが国原油輸入量のうち三〇%を自主開発原油で賄うという目的を実現する方向に努力したいというふうに考えておる次第でございます。

○荒木委員 個別的な事例を挙げますと、いろいろ言われております中に、たとえはジャパン石油というのがあります。これは相当大口ですね。出資が三百七十五億ですから、五百八十億のうち約六割を占めている。融資も八百五十八億余りでありますから、これも相当なものですね。ところが、話によりますと、四十七年にBPがその権利を提供しようと言ったときに、西ドイツのある企業が四億ドルならどうかといったような相場をつけたのが、ジャパン石油で七億八千万ドル。それで後の採算がうんと取れればいいわけですから、ここへ先ほどのような投融資がなされて、しかもその後アブダビ政府の事業参加があり、税金、手数料の引き上げがあつて、五十年度の決算はかなりの赤字でしょう。そういうふうにはまだないのですが、これをそろばんに乗せるにはまだなお相当な金をつぎ込まなければならぬということとを言われておるわけですが、こうしたこととなれば、今度の原油関税の引き上げの推移もまた違ったのではないかと見方も出るような、相当の大口投融資対象の余り芳しからぬ結果ということになつておると思つておられます。

私はいろいろな見方があると思つておられます。いまの時点をとつてみれば五十年度三百億の赤字と言われるけれども、長い目で見てくれという意見もありましょう。しかし、ある意味では国際的な相場も出ており、また多少の両三年の見通しを立てて推移をながめておつたならばこのようなことは避け得たのではないかと、こういう見方も十分成り立つと思つておられます。そういう意味から、本来なら、石油開発公団の業務について行政監察の洗礼を一度受けてはどうかというふうにも私は思つておるのですけれども、しかし、行政管理局の方も手不足で仕事は多い、なかなか手は回らない、それは所管省のまずもつて大蔵省と、こういう話になりますから、先ほど通産省のお考えを伺いましたから、主計局の方に、こういう具体的な事例を踏まえて、見直し、反省、考え直すべき点はないのかということをおきたいと思つておられます。

○加藤(後)政府委員 ただいま通産省が具体的な数字で申し上げましたのですが、私もこの点については非常に検討の重要性を指摘しておるところでございます。先ほど、どうせ政府の方には、石油産業というのはリスクが大きい、長い目で見なければいかぬとか、そういうことを言うだろうと先におっしゃられてしまつたのであります。石油の問題というものはやはり非常にリスクが多くなつて、長い目で見なければいかぬ。さばりながら、成功率は国際的に見ても、国際的には二・七割ぐらいというのがわが国の場合六割である、年に約二千三百キロリッター、大体一カ月分ぐらゐは取れるようになっておるとは言いますが、御指摘のような点は確かにあるわけでございます。

そこで私どももいたしましては、プロジェクトの選定を一体どういう考え方でやつておられるのかというふうな点を第一に重視しておられます。それから第二点には、公団の融資は御承知のように国と民間が折半でございますから、民間の方の利潤動機に基づく経済法則が働いておられます。そういうふうな点を、成功率を高めるようなインセンティブという方向へどうやたら持つていけるのか、これは各企業の経営の改善ということにもつながつてくるわけでございますし、国としてはどういふことができるかということになるわけでございますが、やはりプロジェクトの選定をしっかりとやらなければいかぬのじゃないか。

それから、金庫番といたしましては、たとえば三社が解散したわけでございますが、成功払い融資制度をとつておることによつてこれは償却してあるわけでございますが、そういうふうな事業のやり方の点等、それから財務管理の点、企業の経営努力というふうな点で、通産省にその都度いろいろと細かく説明を聞きまして検討はいたしております。結果は何と申しまして一般的な企業から見ればこういうふうな点になつておられますが、やはりリスクが大きい企業であつて、長い目

で見なければいかぬという点はあろうかと思つておられます。

○荒木委員 私は、四十七年のあの閣議了解がなされた経緯から見ても、これは事業の性質、含まれる危険性、そういうことだけに解消するのは相当問題があるのではなからうかと思つておられます。いまさら答弁、私どもはまた別の観点をいろいろ考へておられますけれども、しかしそういうことが十分実行されるように、その面での強化ということも期待をしておきたいと思つておられます。

当初の政策関税から財政関税といふか、財源を確保するといった意味の関税の性格変化ということが見られるわけですが、少し別の側面から、今度国内産業との関連で、先ほどEICとの農産物の御質問が出ておられます。私はちょうど選挙区に組織の産地を控えておられます。業界の状況はもう申し上げるまでもないと思つておられますが、織工業の提言を受けまして、表現を借りますと「秩序ある輸入」ということで、需給の協議会あるいは貿易部会、それを受けて調査委員会、こういう提言がされておられますが、通産省の方からそういう提言にある仕組みが、どのようになつていくか、手順になつていくか。また、その提言の中には、国内産業に及ぼす影響を見て二〇〇の税率の引き下げ、あるいは緊急関税の発動等、こういう対応策をとることも指摘をされておられますが、同時にそこに至る手順といふか、そこへ至るさまざまな手だてについての工夫、検討ということも要請をされておられるわけですが、いままで関係業者のこういう輸入対策の要望については、一口で言つてもよからうかと思つておられます。特に輸入の量や金額の足取りだけ見て、実際の国内の業界の体質、その現状という点の機動的な相関的な判断というものが十分でなかつたわけですから、私はそういう意味では非常に不満が高まつておられると思つておられます。

以上のようなことを踏まえて、仕組みの発動

その実際効果ある手順についてひとつ実のあるところを通産省の方から開かしていただきたいと思つておられます。

○保延説明員 御指摘のようには、織維工業審議会が提言が去年の十一月にございました。そこにおきましては、いまお話しのようないろいろな輸入秩序化のための方策が列挙されておられるわけでございますけれども、提言が提出されておられるわけをいたしましては直ちに検討を開始いたしておりました。まず第一に、輸入を含む需給問題を審議するために、織維工業審議会に新たに需給貿易部会というものを設けておられます。これは去る二月三日の審議会におきまして設置を決議いたしましたところでございます。それからさらに、明日でございますが、この需給貿易部会の第一回の会合を開催することになっておられます。ここにおきましては、提言にもございました需給貿易部会の調査小委員会の設置を取り決める予定にいたしておられます。さらに、同時に最近におきます織維の需給貿易の動向の検討もいたす予定にいたしておられます。

それからなお、メーカーそれからインポーター、消費者等の関係者間で一般需給見通しも作成いたしました。需給の安定に資するということも考へておられます。これのために織維需給協議会につきましても近日中に開催することといたしておられます。現在準備を進めておられます。こういった体制を整いつて、これを機動的に活用いたしまして適宜適切な輸入対策を講じたいというふうな考へておられるわけでございます。

最近の織維の輸入につきましては、去年は十六億ドルというところで、一昨年に比べますとやや高い水準になつたわけでございますが、これにつきましましては、一般景況のやや回復ということがございまして、八月までちょっと高くなりましたけれども、それ以降は景況の沈滞ということもございまして、織維の国内不況を反映いたしまして減少に転じておられます。現在は比較的落ちついた動きをいたしておられます。この当面の先行きの見通

しといたしても、最近の成約状況等を見ますと減少しておりますので、当面輸入急増というふうな事態は何か大きい事情の変化がない限り限らないのではないかとこのように思っておりますわけでございます。

しかし、繊維につきましては御承知のように現在非常に深刻な不況下にあるわけでございます。これと輸入との関係でございますけれども、いま申し上げましたように輸入は鎮静化したしております。一般的に輸入制限ということになりますと、輸入が急増いたしました。それによって国内の産業が非常な打撃を受けるといふふうな事態またはそのおそれがないとなかなか国際的にも発動しにくいということがあるわけでございます。したがって、当面の対策といたしましては、輸入の動静をウォッチいたしております。輸入がふえそうだとする場合には、先ほど申し上げましたような需給貿易部会の調査委員会または需給協議会等で十分その実態につきまして検討をいたしまして、または需給協議会におきましてはインポーターも入っておりますので、メーカーとインポーターの現状認識等のすり合わせを十分に行いまして、おのずから輸入が抑制されるようなコンセンサスを得るといふふうな効果も期待しておりますわけでございます。

そういった形で、当面は輸入の秩序化に貢献するような形でやってまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○荒木委員 ウォッチシステム、一つの働きはす

と思っております。ただ、従来からそういうことが言われておるのですけれども、しかし、これが波打ち際の動きということが主になって、国内の業界との関連、このところが必ずしも十分じゃないという声を私はよく耳にするのですよ。なるほど、風は大分弱まってそよ風になっても、体が弱ってれば相当こたえるのですから。また、いまそのウォッチの効用ということを大いに期待される答弁があったのですが、大体カバレッジが七割から七割五分くらいですか、だから、これも、顕微鏡までいかななくても、できるだけ実態に近いような把握の効果が上がるような仕組みを一層期待したいと思っております。

そうした繊維の關係、あるいはまたアメリカとの間ではオレンジ、果汁ということも話に上っておりますが、これは大臣の地元でもかなり有力な産業であると思っております。こうして柑橘類あるいは繊維類の国内産業を育成するという観点からの関税政策、その基本大綱といえますか、関連をして大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○坊国務大臣 大変デリケートな問題でございます。いずれにいたしましても、これからの石油を確保し、なお日本の国のそういった産業を円満に成長、発展せしめていくことは大変なので、二つの命題が必ずしも一致しないというふうなものでございまして、これを世界経済の上においてどう調整、実現していくかということが一番大事なことだと思っておりますので、それにつきましては今後とも

鋭意日本の国のために、また世界の貿易のために努力をしてまいりたいというつもりでございます。何分よろしくお願ひ申し上げます。

○荒木委員 最後に、税関で働く職員の問題を一言局長に伺っておきたいのです。

大阪税関で昨年の十二月十八日約七十名近い職員の人たちに処分が出されました。私は時間の関係もありまして、処分の当否、事実関係、そういったことについては別の機会に譲りたいと思っております。また、いま当局との間で問題になっておりますことに関連することも一応別途な機会ということにいたしました。処分の理由の説明を当局の方から被処分者にそれぞれなされるというお話があったにかかわらず、いままでのところ、たしか四名しか履行されていないというふうに聞いておりますので、その点に限って、どういふふうになるおつもりか、十分得心のいくように説明を求めるといふ要望が出ておるようでありまして、局長のお考えを伺って質問を終わりたいと思っております。

○且政府委員 先生がただいま御指摘になりましたのは、昨年の十二月に国家公務員法上の処分といたしましては戒告の二名でございますが、その他のいわゆる矯正措置を含めると、六十七名の方々にそういう措置をいたしたのでございます。その後、ただいま先生の御指摘では四名ということでございますが、一月の二十日から一月中旬に四名の方にその説明をいたしております。その後調べましたところ、三月十四日現在までにさらに十

二名の方々に対しまして説明が終わっておりますので、合わせて十六名の方々に対して説明が進んでおる次第でございます。何分にも二月には税関の人事定期異動がございまして、人事課の方もなかなか忙しいという事情もございました。それからまた、職員の中には御説明していると、われわれとしては一人二、三十分ということでは御説明したいと思っておりますが、一時間、二時間という長くかかる方もございまして、だんだん時間が長引くというふうな点もございまして、現在までのところそういうふうなことで進行しておりますわけでございます。なお、職員の方におきましても、人事課にはほかに仕事もございまして、簡明に進めさせていただいて早期にこの説明を終了したい、かように考えておる次第でございます。

○小洲委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○小洲委員長 この際、印紙税法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、去る二日質疑を終了いたしております。これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。印紙税法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小淵委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○小淵委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブを代表して山下元利君外五名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。山田耻目君。

○山田(耻)委員

印紙税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、今後、経済取引の推移等に応じ、免税点の引上げについて十分配慮するとともに、取引規模に即応した適切な税負担を定めるよう、階級定額税率の最高価格帯の見直しを行う等、税率構造の合理化について更に検討すべきである。

ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

この附帯決議案は、免税点の引き上げと階級定額税率最高価格帯の見直しを中心に税率構造の合理化を図るべく、政府に対し、十分な配慮と検討を要望するものであります。

御承知のとおり、印紙税法におきましては、手形や受取書を初め、物品切手あるいは特定の契紙等について、その少額のものに非課税とするた

め、それぞれ免税点が設けられておりますが、現行の免税点は昭和四十二年以降今日まで十年間、一部を除きそのほとんどが据え置かれたまま現在に至っているものであります。今回を含めて、二度にわたる増税ないし負担の調整が、その間における所得や物価水準等の推移に見合うものとして行われたとするならば、同様の理由で、免税点についてもまた、それ相当の配慮があつてしかるべきものと考えられるのであります。

政府においては、今日までの経過を踏まえつつ、免税点制度の趣旨にもかんがみ、今後、経済取引の推移等に応じて、その見直しを行い、印紙税の納付が取引の阻害とならないよう十分配慮すべきであります。

また、今回の改正案では、階級定額税率について、最高価格帯に金額区分を増設して、税率を引き上げることとしておりますが、それ自体のねらいは一応理解するとしても、この程度の措置で、最近の大型化している取引の実態に十分即応できているかどうか、質疑の過程でも指摘がございましたように、全く議論の余地なしとは言ひ得ないところであります。

政府においては、今後、課税状況等について、その実態を的確に把握し、取引規模に即応した適切な税負担を求めるよう、階級定額税率の最高価格帯の見直しを初め、税率構造の合理化につきさらには検討を加えるべきであります。

以上、各位の御賛同をお願いいたしまして、趣旨の説明といたします。

○小淵委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。お諮りいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。坊大蔵大臣。

○坊国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきまして、政府といたしましても御趣旨に沿つて十分配慮いたしたいと存じます。

○小淵委員長 次に登録免許税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、去る十一日質疑を終了いたしましたのであります。

これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。登録免許税法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○小淵委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○小淵委員長

次に、先刻質疑を終了いたしました関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題

といたします。

これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○小淵委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小淵委員長 次に、所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

これより両案について政府より提案理由の説明を求めます。坊大蔵大臣。

所得税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○坊國務大臣 ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

初めに、所得税法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

政府は、最近における社会経済情勢に顧み、今次の税制改正の一環として、中小所得者を中心とする所得負担の軽減を図るため、現下の厳しい財政事情にもかかわらず、初年度三千五百三十億円、平年度三千六百十億円の減税を実施することとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一は、人的控除の引き上げであります。

すなわち、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について、それぞれ、現行の二十六万円から二十九

万円へと三万円引き上げることとしたしております。これにより、昭和五十二年分の課税最低限は、夫婦と子供二人の給与所得者の場合で二百一十五万円となり、現行の百八十三万円に比べ、一〇・一％引き上げられることとなります。この引き上げ率は、政府の昭和五十二年の経済見通しによる消費者物価の年平均上昇率八・四％を上回るものであります。

第二は、福祉政策等の見地から、障害者控除等特別の人的控除について、基礎控除等一般の人的控除と同様に、その控除額をそれぞれ三万円引き上げることとしたしております。

すなわち、障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ二十万円から二十三万円に引き上げるとともに、特別障害者控除を二十八万円から三十一万円に、老人扶養控除を三十二万円から三十五万円に引き上げることとしたしております。

また、年齢七十歳以上の控除対象配偶者につきまして、老人扶養控除と同様、新たに三十五万円の特別の配偶者控除を認めることとしております。

以上のほか、勤労学生控除の適用要件である所

得限度額を四十六万円から五十二万円に引き上げる等、所要の改正を行うこととしたしております。次に、租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

政府は、最近における社会経済情勢に顧み、今次の税制改正の一環として、利子配当課税等の適正化及び交際費課税の強化を行うとともに、その他の租税特別措置の整理合理化を行う等、所要の措置を講ずるほか、国税収納金整理資金の経理を合理化することとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

まず、租税特別措置法の一部改正について申し上げます。

第一は、利子配当課税等の適正化であります。すなわち、利子配当所得に対する源泉徴収税率を一五％に軽減する特例を廃止して二〇％の本則税率を適用することとするほか、源泉分離課税を

選択した場合の税率を現行の三〇％から三五％に引き上げ、また、割引債の償還差益に対する源泉分離課税の税率につきましても、現行の一二％か

ら一六％に引き上げることとしたしております。第二は、交際費課税の強化であります。すなわち、交際費の損金算入限度額の計算の基礎となる資本等の金額の一定割合を千分の〇・五から千分の〇・二五に引き下げるとともに、損金不算入割合を八〇％から八五％に引き上げることとしたしております。

第三は、その他の租税特別措置の整理合理化等であります。すなわち、企業関係の租税特別措置につきまして、製品安全検査用設備の特別償却制度及び高精度工作機械等の特別償却制度を廃止し、公害防止設備の特別償却制度の償却割合を二分の一から三分の一に引き下げ、また、価格変動準備金の積立率を、通常のたな卸し資産にあっては二・七％から二・四％に、非上場株式等については〇・九％から〇・八％にそれぞれ引き下げ、海外市場開拓準備金についてその名称を中小企業等海外市場開拓準備金と改めるとともに、資本金一億円超十億円以下の法人に適用される積立率を引き下げ

る等の整理合理化を行うこととしたしております。また、登録免許税の減免措置につきましても、

外航船舶の所有権の保存登記に対する軽減税率を引き上げる等の整理合理化を行うこととしたしております。

さらに、昭和五十三年度の自動車排出ガスに係る保安基準に適合する乗用自動車の早期普及のため、物品税の暫定軽減措置を講ずるほか、少額国債の利子非課税制度を少額公債の利子非課税制度に改め、その適用対象に公募地方債を加えるとともに、中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員の機械等の割増し償却、開墾地等の農業所得の免税、老年者年金特別控除、住宅取得控除制度の適用期限を延長する等、中小企業関係、農林漁業関係、福祉関係、住宅関係等の租税特別措置について、それぞれ実情に応じ所要の改正を行うことといたしております。

次に、国税収納金整理資金に関する法律の一部改正について申し上げます。

現行の国税収納金整理資金に関する法律におきましては、毎年度の歳入に組み入れるべき国税収納金等の受け入れ期間の末日は、翌年度の四月三十日と定められているのでありますが、四月三十日が日曜日その他の休日に当たるときは、当該受け入れ期間の末日を、その翌日の五月一日とする

改正を行うことといたしております。

以上、所得税法の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の概要を申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいませようお願い申し上げます。

○小淵委員長 これにて両案の提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ります。

次回は、明十六日水曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十八分散会

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十二号中「四十六万円」を「五十二万円」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第十二号の次に次の一号を加える。

三十三の二 老人控除対象配偶者 控除対象配

偶者のうち、年齢七十歳以上の者で障害者に該当しないものをいう。

第二条第一項第三十四号中「前号」を「第三十三号」に改める。

第七十九条第一項及び第二項中「二十万円」を「二十三万円」に、「二十八万円」を「三十一万円」に改める。

第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十二条第一項中「二十万円」を「二十三万円」に改める。

第八十三条第一項中「二十六万円」を「二十九万円」(その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、三十五万円)に改める。

第八十四条第一項中「各扶養親族につき、二十六万円」を「その扶養親族一人につき二十九万円」(その者が老人扶養親族である場合には、三十五万円)に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第八十五条第三項中「控除対象配偶者」を「老人控除対象配偶者若しくはその他の控除対象配偶者又は」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第八十六条第一項中「二十六万円」を「二十九万円」に改める。

第九十六条第四号中「こえる」を「超える」に、配偶者控除の額に相当する金額を「その者が控除対象配偶者に該当するものとした場合における配偶者控除の額に相当する金額(その者が障害者である場合には、その者に係る障害者控除の額に相当する金額を加算した金額。ロにおいて同じ)」に、「第八十四条第一項(扶養控除)の規定による」を「その者が扶養親族に該当するものとした場合における」に改める。

第九十六条第一項第一号中「第九十四条第一項第五号」を「第九十四条第一項第六号」に改める。

第九十九条第三号の次に次の一号を加える。

四 控除対象配偶者の氏名並びに控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には、その旨及びその該当する事実

第九十六条第四号中「こえる」を「超える」に、配偶者控除の額に相当する金額を「その者が控除対象配偶者に該当するものとした場合における配偶者控除の額に相当する金額(その者が障害者である場合には、その者に係る障害者控除の額に相当する金額を加算した金額。ロにおいて同じ)」に、「第八十四条第一項(扶養控除)の規定による」を「その者が扶養親族に該当するものとした場合における」に改める。

第九十六条第一項第一号中「第九十四条第一項第五号」を「第九十四条第一項第六号」に改める。

第九十九条第三号の次に次の一号を加える。

四 控除対象配偶者の氏名並びに控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には、その旨及びその該当する事実

別表第四から別表第六までを次のように改める。

別表第四から別表第六までを次のように改める。

別表第四から別表第六までを次のように改める。

別表第四から別表第六までを次のように改める。

別表第四から別表第六までを次のように改める。

別表第四から別表第六までを次のように改める。

別表第四から別表第六までを次のように改める。

別表第四から別表第六までを次のように改める。

別表第四 給与所得の源泉徴収税額表(月額表) (第百八十五条、第百八十六条、第百八十九条関係)

(一)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	その月の社会保険料控除後の給与等の金額の7%に相当する金額
67,000		0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,500
68,000	68,000	170	0	0	0	0	0	0	0	0	5,600
69,000	69,000	270	0	0	0	0	0	0	0	0	5,700
70,000	70,000	370	0	0	0	0	0	0	0	0	5,700
71,000	71,000	470	0	0	0	0	0	0	0	0	5,800
72,000	72,000	570	0	0	0	0	0	0	0	0	5,800
73,000	73,000	670	0	0	0	0	0	0	0	0	5,900
74,000	74,000	770	0	0	0	0	0	0	0	0	6,000
75,000	75,000	870	0	0	0	0	0	0	0	0	6,000
76,000	76,000	970	0	0	0	0	0	0	0	0	6,100
77,000	77,000	1,070	0	0	0	0	0	0	0	0	6,200
78,000	78,000	1,170	0	0	0	0	0	0	0	0	6,200
79,000	79,000	1,270	0	0	0	0	0	0	0	0	6,300
80,000	80,000	1,370	0	0	0	0	0	0	0	0	6,400
81,000	81,000	1,470	0	0	0	0	0	0	0	0	6,400
82,000	82,000	1,570	0	0	0	0	0	0	0	0	6,500
83,000	83,000	1,670	0	0	0	0	0	0	0	0	6,600
84,000	84,000	1,770	0	0	0	0	0	0	0	0	6,600
85,000	85,000	1,870	0	0	0	0	0	0	0	0	6,700
86,000	86,000	1,970	0	0	0	0	0	0	0	0	6,800
87,000	87,000	2,070	0	0	0	0	0	0	0	0	6,800
88,000	88,000	2,170	0	0	0	0	0	0	0	0	6,900
89,000	89,000	2,270	0	0	0	0	0	0	0	0	7,100
90,000	90,000	2,370	0	0	0	0	0	0	0	0	7,200
91,000	91,000	2,470	0	0	0	0	0	0	0	0	7,400
92,000	92,000	2,570	150	0	0	0	0	0	0	0	7,500
93,000	93,000	2,670	250	0	0	0	0	0	0	0	7,600
94,000	94,000	2,770	350	0	0	0	0	0	0	0	7,800
95,000	95,000	2,870	450	0	0	0	0	0	0	0	7,900
96,000	96,000	2,970	550	0	0	0	0	0	0	0	8,100
97,000	97,000	3,070	650	0	0	0	0	0	0	0	8,200
98,000	98,000	3,170	750	0	0	0	0	0	0	0	8,400
99,000	99,000	3,270	850	0	0	0	0	0	0	0	8,500
100,000	100,000	3,370	950	0	0	0	0	0	0	0	9,300
101,000	101,000	3,470	1,050	0	0	0	0	0	0	0	9,600
102,000	102,000	3,570	1,150	0	0	0	0	0	0	0	9,900
103,000	103,000	3,670	1,250	0	0	0	0	0	0	0	10,300
104,000	104,000	3,770	1,350	0	0	0	0	0	0	0	10,700
105,000	105,000	3,870	1,450	0	0	0	0	0	0	0	11,100
106,000	106,000	3,970	1,550	0	0	0	0	0	0	0	11,500
107,000	107,000	4,070	1,650	0	0	0	0	0	0	0	11,800
108,000	108,000	4,170	1,750	0	0	0	0	0	0	0	12,200
109,000	109,000	4,270	1,850	0	0	0	0	0	0	0	12,600
110,000	110,000	4,370	1,950	0	0	0	0	0	0	0	13,000
111,000	111,000	4,470	2,050	0	0	0	0	0	0	0	13,400
112,000	112,000	4,570	2,150	0	0	0	0	0	0	0	13,800
113,000	113,000	4,670	2,250	0	0	0	0	0	0	0	14,200
114,000	114,000	4,770	2,350	0	0	0	0	0	0	0	14,600
115,000	115,000	4,870	2,450	0	0	0	0	0	0	0	15,000
116,000	116,000	4,970	2,550	0	0	0	0	0	0	0	15,400
117,000	117,000	5,070	2,650	190	0	0	0	0	0	0	15,800
118,000	118,000	5,170	2,750	0	0	0	0	0	0	0	16,200
119,000	119,000	5,270	2,850	0	0	0	0	0	0	0	16,600
120,000	120,000	5,370	2,950	0	0	0	0	0	0	0	17,000
121,000	121,000	5,470	3,050	0	0	0	0	0	0	0	17,400
122,000	122,000	5,570	3,150	0	0	0	0	0	0	0	17,800
123,000	123,000	5,670	3,250	0	0	0	0	0	0	0	18,200

(二)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
125,000	127,000	5,180	2,740	320	0	0	0	0	0	13,800
127,000	129,000	5,350	2,880	460	0	0	0	0	0	14,200
129,000	131,000	5,520	3,020	600	0	0	0	0	0	14,600
131,000	133,000	5,690	3,160	740	0	0	0	0	0	14,900
133,000	135,000	5,860	3,300	880	0	0	0	0	0	15,400
135,000	137,000	6,020	3,440	1,020	0	0	0	0	0	15,800
137,000	139,000	6,190	3,580	1,160	0	0	0	0	0	16,200
139,000	141,000	6,360	3,720	1,300	0	0	0	0	0	16,600
141,000	143,000	6,530	3,860	1,440	0	0	0	0	0	17,100
143,000	145,000	6,700	4,000	1,580	0	0	0	0	0	17,500
145,000	147,000	6,860	4,140	1,720	0	0	0	0	0	17,900
147,000	149,000	7,030	4,280	1,860	0	0	0	0	0	18,300
149,000	151,000	7,200	4,420	2,000	0	0	0	0	0	18,800
151,000	153,000	7,370	4,560	2,140	0	0	0	0	0	18,800
153,000	155,000	7,540	4,700	2,280	0	0	0	0	0	18,800
155,000	157,000	7,700	4,840	2,420	0	0	0	0	0	18,800
157,000	159,000	7,870	4,980	2,560	140	0	0	0	0	18,800
159,000	161,000	8,040	5,140	2,700	280	0	0	0	0	18,800
161,000	163,000	8,210	5,310	2,840	420	0	0	0	0	18,800
163,000	165,000	8,380	5,480	2,980	560	0	0	0	0	18,800
165,000	167,000	8,540	5,640	3,120	700	0	0	0	0	18,800
167,000	169,000	8,710	5,810	3,260	840	0	0	0	0	18,800
169,000	171,000	8,880	5,980	3,400	980	0	0	0	0	18,800
171,000	173,000	9,050	6,150	3,540	1,120	0	0	0	0	18,800
173,000	175,000	9,220	6,320	3,680	1,260	0	0	0	0	18,800
175,000	177,000	9,380	6,480	3,820	1,400	0	0	0	0	18,800
177,000	179,000	9,550	6,650	3,960	1,540	0	0	0	0	18,800
179,000	181,000	9,720	6,820	4,100	1,680	0	0	0	0	18,800
181,000	183,000	9,890	6,990	4,240	1,820	0	0	0	0	18,800
183,000	185,000	10,060	7,160	4,380	1,960	0	0	0	0	18,800
185,000	187,000	10,220	7,320	4,520	2,100	0	0	0	0	18,800
187,000	189,000	10,390	7,490	4,660	2,240	0	0	0	0	18,800
189,000	191,000	10,560	7,660	4,800	2,380	0	0	0	0	18,800
191,000	193,000	10,730	7,830	4,940	2,520	110	0	0	0	18,800
193,000	195,000	10,900	8,000	5,100	2,660	250	0	0	0	18,800
195,000	197,000	11,070	8,160	5,260	2,800	390	0	0	0	18,800
197,000	199,000	11,270	8,330	5,430	2,940	530	0	0	0	18,800
199,000	201,000	11,470	8,500	5,600	3,080	670	0	0	0	18,800
201,000	203,000	11,660	8,670	5,770	3,220	810	0	0	0	18,800
203,000	205,000	11,860	8,840	5,940	3,360	950	0	0	0	18,800
205,000	207,000	12,050	9,000	6,100	3,500	1,090	0	0	0	18,800
207,000	209,000	12,250	9,170	6,270	3,640	1,230	0	0	0	18,800
209,000	211,000	12,450	9,340	6,440	3,780	1,370	0	0	0	18,800
211,000	213,000	12,640	9,510	6,610	3,920	1,510	0	0	0	18,800
213,000	215,000	12,840	9,680	6,780	4,060	1,650	0	0	0	18,800
215,000	217,000	13,030	9,840	6,940	4,200	1,790	0	0	0	18,800
217,000	219,000	13,230	10,010	7,110	4,340	1,930	0	0	0	18,800
219,000	221,000	13,430	10,180	7,280	4,480	2,070	0	0	0	18,800
221,000	224,000	13,670	10,390	7,490	4,660	2,240	0	0	0	18,800
224,000	227,000	13,970	10,640	7,740	4,870	2,450	0	0	0	18,800

18,800円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち150,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額

(三)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額									税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
227,000	230,000	14,260	10,890	7,990	5,090	2,660	240	0	0		
230,000	233,000	14,550	11,170	8,250	5,350	2,870	450	0	0		
233,000	236,000	14,850	11,460	8,500	5,600	3,080	660	0	0		
236,000	239,000	15,140	11,760	8,750	5,850	3,290	870	0	0		
239,000	242,000	15,440	12,050	9,000	6,100	3,500	1,080	0	0		
242,000	245,000	15,730	12,350	9,250	6,350	3,710	1,290	0	0		
245,000	248,000	16,020	12,640	9,510	6,610	3,920	1,500	0	0		
248,000	251,000	16,320	12,930	9,760	6,860	4,130	1,710	0	0		
251,000	254,000	16,650	13,260	10,040	7,140	4,370	1,950	0	0		
254,000	257,000	16,980	13,600	10,330	7,430	4,610	2,190	0	0		
257,000	260,000	17,320	13,940	10,620	7,720	4,850	2,430	0	0		
260,000	263,000	17,650	14,270	10,900	8,000	5,100	2,670	250	0		
263,000	266,000	17,990	14,610	11,220	8,290	5,390	2,910	490	0		
266,000	269,000	18,370	14,940	11,560	8,580	5,680	3,150	730	0		
269,000	272,000	18,760	15,280	11,900	8,870	5,970	3,390	970	0		
272,000	275,000	19,140	15,620	12,230	9,160	6,260	3,630	1,210	0		
275,000	278,000	19,530	15,950	12,570	9,440	6,540	3,870	1,450	0		
278,000	281,000	19,910	16,290	12,900	9,730	6,830	4,110	1,690	0		
281,000	284,000	20,290	16,620	13,240	10,020	7,120	4,350	1,930	0		
284,000	287,000	20,680	16,960	13,580	10,310	7,410	4,590	2,170	0		
287,000	290,000	21,060	17,300	13,910	10,600	7,700	4,830	2,410	0		
290,000	293,000	21,450	17,630	14,250	10,880	7,980	5,080	2,650	240		
293,000	296,000	21,830	17,970	14,580	11,200	8,270	5,370	2,890	480		
296,000	299,000	22,210	18,350	14,920	11,540	8,560	5,660	3,130	720		
299,000	302,000	22,600	18,730	15,260	11,870	8,850	5,950	3,370	960		
302,000	305,000	22,980	19,110	15,590	12,210	9,140	6,240	3,610	1,200		
305,000	308,000	23,370	19,500	15,930	12,540	9,420	6,520	3,850	1,440		
308,000	311,000	23,750	19,880	16,260	12,880	9,710	6,810	4,090	1,680		
311,000	314,000	24,130	20,270	16,600	13,220	10,000	7,100	4,330	1,920		
314,000	317,000	24,520	20,650	16,940	13,550	10,290	7,390	4,570	2,160		
317,000	320,000	24,900	21,030	17,270	13,890	10,580	7,680	4,810	2,400		
320,000	323,000	25,290	21,420	17,610	14,220	10,860	7,960	5,060	2,640		
323,000	326,000	25,670	21,800	17,940	14,560	11,180	8,250	5,350	2,880		
326,000	329,000	26,060	22,190	18,320	14,900	11,510	8,540	5,640	3,120		
329,000	332,000	26,490	22,570	18,700	15,230	11,850	8,830	5,930	3,360		
332,000	335,000	26,920	22,950	19,090	15,570	12,190	9,120	6,220	3,600		
335,000	338,000	27,360	23,340	19,470	15,900	12,520	9,400	6,500	3,840		
338,000	341,000	27,790	23,720	19,860	16,240	12,860	9,690	6,790	4,080		
341,000	344,000	28,220	24,110	20,240	16,580	13,190	9,980	7,080	4,320		
344,000	347,000	28,650	24,490	20,620	16,910	13,530	10,270	7,370	4,560		
347,000	350,000	29,080	24,870	21,010	17,250	13,870	10,560	7,660	4,800		
350,000	353,000	29,520	25,260	21,390	17,580	14,200	10,840	7,940	5,040		
353,000	356,000	29,950	25,640	21,780	17,920	14,540	11,150	8,230	5,330		
356,000	359,000	30,380	26,030	22,160	18,290	14,870	11,490	8,520	5,620		
359,000	362,000	30,810	26,460	22,540	18,680	15,210	11,830	8,810	5,910		
362,000	365,000	31,240	26,890	22,930	19,060	15,550	12,160	9,100	6,200		
365,000	368,000	31,680	27,330	23,310	19,450	15,880	12,500	9,380	6,480		
368,000	371,000	32,110	27,760	23,700	19,830	16,220	12,830	9,670	6,770		
371,000	374,000	32,540	28,190	24,080	20,210	16,550	13,170	9,960	7,060		
374,000	377,000	32,970	28,620	24,460	20,600	16,890	13,510	10,250	7,350		

(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
377,000	380,000	33,400	29,050	24,850	20,980	17,230	13,840	10,540	7,640		
380,000	383,000	33,840	29,490	25,230	21,370	17,560	14,180	10,820	7,920		
383,000	386,000	34,270	29,920	25,620	21,750	17,900	14,510	11,130	8,210		
386,000	389,000	34,700	30,350	26,000	22,130	18,270	14,850	11,470	8,500		
389,000	392,000	35,150	30,780	26,430	22,520	18,650	15,190	11,800	8,790		
392,000	395,000	35,660	31,210	26,860	22,900	19,030	15,520	12,140	9,080		
395,000	398,000	36,160	31,650	27,300	23,290	19,420	15,860	12,470	9,360		
398,000	401,000	36,670	32,080	27,730	23,670	19,800	16,190	12,810	9,650		
401,000	404,000	37,170	32,510	28,160	24,050	20,190	16,530	13,150	9,940		
404,000	407,000	37,670	32,940	28,590	24,440	20,570	16,870	13,480	10,230		
407,000	410,000	38,180	33,370	29,020	24,820	20,950	17,200	13,820	10,520		
410,000	413,000	38,680	33,810	29,460	25,210	21,340	17,540	14,150	10,800		
413,000	416,000	39,190	34,240	29,890	25,590	21,720	17,870	14,490	11,110		
416,000	419,000	39,690	34,670	30,320	25,970	22,110	18,240	14,830	11,440		
419,000	422,000	40,190	35,120	30,750	26,400	22,490	18,620	15,160	11,780		
422,000	425,000	40,700	35,620	31,180	26,830	22,870	19,010	15,500	12,110		
425,000	428,000	41,200	36,130	31,620	27,270	23,260	19,390	15,830	12,450		
428,000	431,000	41,710	36,630	32,050	27,700	23,640	19,780	16,170	12,790		
431,000	434,000	42,210	37,130	32,480	28,130	24,030	20,160	16,510	13,120		
434,000	437,000	42,710	37,640	32,910	28,560	24,410	20,540	16,840	13,460		
437,000	440,000	43,220	38,140	33,340	28,990	24,790	20,930	17,180	13,790		
440,000	443,000	43,720	38,650	33,780	29,430	25,180	21,310	17,510	14,130		
443,000	446,000	44,230	39,150	34,210	29,860	25,560	21,700	17,850	14,470		
446,000	449,000	44,730	39,650	34,640	30,290	25,950	22,080	18,210	14,800		
449,000	452,000	45,230	40,160	35,080	30,720	26,370	22,460	18,600	15,140		
452,000	455,000	45,740	40,660	35,590	31,150	26,800	22,850	18,980	15,470		
455,000	458,000	46,240	41,170	36,090	31,590	27,240	23,230	19,360	15,810		
458,000	461,000	46,750	41,670	36,600	32,020	27,670	23,620	19,750	16,150		
461,000	464,000	47,250	42,170	37,100	32,450	28,100	24,000	20,130	16,480		
464,000	467,000	47,750	42,680	37,600	32,880	28,530	24,380	20,520	16,820		
467,000	470,000	48,260	43,180	38,110	33,310	28,960	24,770	20,900	17,150		
470,000	473,000	48,760	43,690	38,610	33,750	29,400	25,150	21,280	17,490		
473,000	476,000	49,270	44,190	39,120	34,180	29,830	25,540	21,670	17,830		
476,000	479,000	49,770	44,690	39,620	34,610	30,260	25,920	22,050	18,190		
479,000	482,000	50,270	45,200	40,120	35,050	30,690	26,340	22,440	18,570		
482,000	485,000	50,780	45,700	40,630	35,550	31,120	26,770	22,820	18,950		
485,000	488,000	51,280	46,210	41,130	36,060	31,560	27,210	23,200	19,340		
488,000	491,000	51,790	46,710	41,640	36,560	31,990	27,640	23,590	19,720		
491,000	494,000	52,290	47,210	42,140	37,060	32,420	28,070	23,970	20,110		
494,000	497,000	52,840	47,720	42,640	37,570	32,850	28,500	24,360	20,490		
497,000	500,000	53,410	48,220	43,150	38,070	33,280	28,930	24,740	20,870		
	500,000円	53,700	48,470	43,400	38,320	33,500	29,150	24,930	21,070		176,300円
500,000円を超え 590,000円に満た ない金額		500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 500,000円を超える金額の22%に相当する金額を加算した金額									176,300円に その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のう ち500,000円を 超える金額の60 %に相当する金 額を加算した金 額

(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲									乙	
	扶 養 親 族 等 の 数										
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
590,000円		円 73,500	円 68,270	円 63,200	円 58,120	円 53,300	円 48,950	円 44,730	円 40,870		
590,000円を超え680,000円に満たない金額	590,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち590,000円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額										
680,000円		円 96,000	円 90,770	円 85,700	円 80,620	円 75,800	円 71,450	円 67,230	円 63,370		
680,000円を超え770,000円に満たない金額	680,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち680,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額										
770,000円		円 120,300	円 115,070	円 110,000	円 104,920	円 100,100	円 95,750	円 91,530	円 87,670		
770,000円を超え860,000円に満たない金額	770,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち770,000円を超える金額の31%に相当する金額を加算した金額										
860,000円		円 148,200	円 142,970	円 137,900	円 132,820	円 128,000	円 123,650	円 119,430	円 115,570		
860,000円を超え1,050,000円に満たない金額	860,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち860,000円を超える金額の35%に相当する金額を加算した金額										
1,050,000円		円 214,700	円 209,470	円 204,400	円 199,320	円 194,500	円 190,150	円 185,930	円 182,070		
1,050,000円を超え1,230,000円に満たない金額	1,050,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,050,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額										
1,230,000円		円 283,100	円 277,870	円 272,800	円 267,720	円 262,900	円 258,550	円 254,330	円 250,470	円 614,300	
1,230,000円を超え1,510,000円に満たない金額	1,230,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,230,000円を超える金額の42%に相当する金額を加算した金額										
1,510,000円		円 400,700	円 395,470	円 390,400	円 385,320	円 380,500	円 376,150	円 371,930	円 368,070	614,300円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,230,000円を超える金額の65%に相当する金額を加算した金額	
1,510,000円を超え1,980,000円に満たない金額	1,510,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,510,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額										
1,980,000円		円 612,200	円 606,970	円 601,900	円 596,820	円 592,000	円 587,650	円 583,430	円 579,570		
1,980,000円を超え2,900,000円に満たない金額	1,980,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,980,000円を超える金額の50%に相当する金額を加算した金額										

(六)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙
	扶 養 親 族 等 の 数								
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以上 未満	税 額								税 額
2,900,000円	円 1,072,200	円 1,066,970	円 1,061,900	円 1,056,820	円 1,052,000	円 1,047,650	円 1,043,430	円 1,039,570	
2,900,000円を超え 3,830,000円に満たない金額	2,900,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 2,900,000円を超える金額の55%に相当する金額を加算した金額								
3,830,000円	円 1,583,700	円 1,578,470	円 1,573,400	円 1,568,320	円 1,563,500	円 1,559,150	円 1,554,930	円 1,551,070	
3,830,000円を超え る金額	3,830,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 3,830,000円を超える金額の60%に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに2,900円を控除した金額									従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに2,900円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、
- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに2,900円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに2,900円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第五 給与所得の源泉徴収税額表（日額表）第百八十五条関係

(一)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,200	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,200	2,250	5	0	0	0	0	0	0	0	180	0
2,250	2,300	10	0	0	0	0	0	0	0	190	0
2,300	2,350	15	0	0	0	0	0	0	0	190	0
2,350	2,400	20	0	0	0	0	0	0	0	190	0
2,400	2,450	25	0	0	0	0	0	0	0	190	0
2,450	2,500	30	0	0	0	0	0	0	0	200	0
2,500	2,550	35	0	0	0	0	0	0	0	200	0
2,550	2,600	40	0	0	0	0	0	0	0	200	0
2,600	2,650	45	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,650	2,700	50	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,700	2,750	55	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,750	2,800	60	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,800	2,850	65	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,850	2,900	70	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,900	2,950	75	0	0	0	0	0	0	0	230	0
2,950	3,000	80	0	0	0	0	0	0	0	230	0
3,000	3,050	85	0	0	0	0	0	0	0	240	0
3,050	3,100	90	5	0	0	0	0	0	0	250	0
3,100	3,150	95	10	0	0	0	0	0	0	260	0
3,150	3,200	100	15	0	0	0	0	0	0	260	0
3,200	3,250	105	20	0	0	0	0	0	0	270	0
3,250	3,300	110	25	0	0	0	0	0	0	280	0
3,300	3,400	115	35	0	0	0	0	0	0	280	0
3,400	3,500	125	45	0	0	0	0	0	0	320	0
3,500	3,600	130	50	0	0	0	0	0	0	330	0
3,600	3,700	140	55	0	0	0	0	0	0	350	0
3,700	3,800	145	65	0	0	0	0	0	0	370	0
3,800	3,900	150	70	0	0	0	0	0	0	390	0
3,900	4,000	155	75	0	0	0	0	0	0	410	0
4,000	4,100	160	80	0	0	0	0	0	0	430	0
4,100	4,200	170	85	5	0	0	0	0	0	450	0
4,200	4,300	175	95	15	0	0	0	0	0	470	0
4,300	4,400	185	100	20	0	0	0	0	0	490	0
4,400	4,500	195	110	30	0	0	0	0	0	500	0
4,500	4,600	200	115	35	0	0	0	0	0	530	0
4,600	4,700	210	120	40	0	0	0	0	0	550	0
4,700	4,800	220	130	50	0	0	0	0	0	570	0
4,800	4,900	225	135	55	0	0	0	0	0	590	0
4,900	5,000	235	145	65	0	0	0	0	0	610	0
5,000	5,100	245	150	70	0	0	0	0	0	630	0
5,100	5,200	250	155	75	0	0	0	0	0	630	0
5,200	5,300	260	165	85	5	0	0	0	0	630	0
5,300	5,400	270	170	90	10	0	0	0	0	630	0
5,400	5,500	275	180	100	15	0	0	0	0	630	0
5,500	5,600	285	190	105	25	0	0	0	0	630	0

630円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち5,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算

(二)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	した金額	円
5,600	5,700	295	195	110	30	0	0	0	0		0
5,700	5,800	300	205	120	40	0	0	0	0		0
5,800	5,900	310	215	125	45	0	0	0	0		0
5,900	6,000	320	220	135	50	0	0	0	0		0
6,000	6,100	325	230	140	60	0	0	0	0		0
6,100	6,200	335	240	145	65	0	0	0	0		0
6,200	6,300	345	245	155	75	0	0	0	0		0
6,300	6,400	350	255	160	80	0	0	0	0		0
6,400	6,500	360	265	165	85	5	0	0	0		0
6,500	6,600	370	270	175	95	15	0	0	0		0
6,600	6,700	380	280	185	100	20	0	0	0		0
6,700	6,800	390	290	190	110	25	0	0	0		0
6,800	6,900	400	295	200	115	35	0	0	0		0
6,900	7,000	410	305	210	120	40	0	0	0		0
7,000	7,100	420	315	220	130	50	0	0	0		0
7,100	7,200	430	325	225	135	55	0	0	0		0
7,200	7,300	440	330	235	145	60	0	0	0		7
7,300	7,400	450	340	245	150	70	0	0	0		14
7,400	7,500	460	350	250	155	75	0	0	0		21
7,500	7,600	470	355	260	165	85	5	0	0		28
7,600	7,700	480	365	270	170	90	10	0	0		35
7,700	7,800	490	375	275	180	95	15	0	0		42
7,800	7,900	500	385	285	190	105	25	0	0		49
7,900	8,000	505	395	295	195	110	30	0	0		56
8,000	8,100	515	405	300	205	120	40	0	0		63
8,100	8,200	525	415	310	215	125	45	0	0		70
8,200	8,300	535	425	320	220	130	50	0	0		77
8,300	8,400	545	435	325	230	140	60	0	0		84
8,400	8,500	560	445	335	240	150	65	0	0		91
8,500	8,600	570	455	345	250	155	75	0	0		98
8,600	8,700	580	470	355	260	165	85	0	0		105
8,700	8,800	590	480	365	270	170	90	10	0		112
8,800	8,900	605	490	375	280	180	100	20	0		119
8,900	9,000	615	500	390	290	190	105	25	0		126
9,000	9,100	630	510	400	295	200	115	35	0		133
9,100	9,200	640	525	410	305	210	125	40	0		140
9,200	9,300	655	535	420	315	220	130	50	0		147
9,300	9,400	665	545	435	325	230	140	60	0		154
9,400	9,500	680	555	445	335	240	145	65	0		161
9,500	9,600	695	570	455	345	250	155	75	0		168
9,600	9,700	705	580	465	355	260	165	80	0		175
9,700	9,800	720	590	480	365	270	170	90	10		182
9,800	9,900	730	600	490	375	280	180	100	20		189
9,900	10,000	745	615	500	390	285	190	105	25		196
10,000	10,100	755	630	510	400	295	200	115	35		203
10,100	10,200	770	640	525	410	305	210	120	40		210
10,200	10,300	785	655	535	420	315	220	130	50		217
10,300	10,400	795	665	545	430	325	230	140	60		224
10,400	10,500	810	680	555	445	335	240	145	65		232
10,500	10,600	820	690	570	455	345	250	155	75		241

(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10,600	10,700	835	705	580	465	355	260	160	80		249
10,700	10,800	845	720	590	475	365	265	170	90		258
10,800	10,900	860	730	600	490	375	275	180	100		266
10,900	11,000	870	745	615	500	385	285	190	105		274
11,000	11,100	885	755	625	510	400	295	200	115		283
11,100	11,200	900	770	640	520	410	305	210	120		291
11,200	11,300	915	780	655	535	420	315	220	130		300
11,300	11,400	930	795	665	545	430	325	230	140		308
11,400	11,500	945	805	680	555	445	335	240	145		317
11,500	11,600	960	820	690	565	455	345	245	155		326
11,600	11,700	975	835	705	580	465	355	255	160		336
11,700	11,800	985	845	715	590	475	365	265	170		346
11,800	11,900	1,000	860	730	600	490	375	275	180		355
11,900	12,000	1,015	870	740	615	500	385	285	190		365
12,000	12,100	1,030	885	755	625	510	395	295	200		374
12,100	12,200	1,045	900	770	640	520	410	305	210		384
12,200	12,300	1,060	915	780	650	530	420	315	220		394
12,300	12,400	1,075	930	795	665	545	430	325	225		403
12,400	12,500	1,090	945	805	675	555	440	335	235		413
12,500	12,600	1,105	960	820	690	565	455	345	245		422
12,600	12,700	1,115	970	830	705	575	465	355	255		432
12,700	12,800	1,130	985	845	715	590	475	360	265		442
12,800	12,900	1,145	1,000	855	730	600	485	375	275		451
12,900	13,000	1,160	1,015	870	740	610	500	385	285		461
13,000	13,100	1,175	1,030	885	755	625	510	395	295		470
13,100	13,200	1,195	1,045	900	765	640	520	405	305		480
13,200	13,300	1,210	1,060	915	780	650	530	420	315		490
13,300	13,400	1,225	1,075	930	790	665	545	430	325		499
13,400	13,500	1,245	1,085	940	805	675	555	440	335		510
13,500	13,600	1,260	1,100	955	820	690	565	450	345		521
13,600	13,700	1,275	1,115	970	830	700	575	465	350		533
13,700	13,800	1,295	1,130	985	845	715	585	475	360		544
13,800	13,900	1,310	1,145	1,000	855	730	600	485	375		555
13,900	14,000	1,325	1,160	1,015	870	740	610	495	385		566
14,000	14,100	1,345	1,175	1,030	885	755	625	510	395		577
14,100	14,200	1,360	1,190	1,045	900	765	635	520	405		589
14,200	14,300	1,380	1,210	1,055	910	780	650	530	420		600
14,300	14,400	1,395	1,225	1,070	925	790	665	540	430		611
14,400	14,500	1,410	1,240	1,085	940	805	675	555	440		622
14,500	14,600	1,430	1,260	1,100	955	815	690	565	450		633
14,600	14,700	1,445	1,275	1,115	970	830	700	575	465		645
14,700	14,800	1,460	1,290	1,130	985	845	715	585	475		656
14,800	14,900	1,480	1,310	1,145	1,000	855	725	600	485		667
14,900	15,000	1,495	1,325	1,160	1,015	870	740	610	495		678
15,000	15,100	1,510	1,345	1,175	1,025	880	750	625	505		689
15,100	15,200	1,530	1,360	1,190	1,040	895	765	635	520		701
15,200	15,300	1,545	1,375	1,205	1,055	910	780	650	530		712
15,300	15,400	1,565	1,395	1,225	1,070	925	790	660	540		723
15,400	15,500	1,580	1,410	1,240	1,085	940	805	675	550		734
15,500	15,600	1,595	1,425	1,260	1,100	955	815	685	565		745

(五)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲									乙	丙	
	扶 養 親 族 等 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人				
以 上	未 満	税 額									税 額	税 額
28,500円		円 4,900	円 4,725	円 4,555	円 4,385	円 4,225	円 4,080	円 3,940	円 3,810		円 2,814	
28,500円を超え 35,000円に満たない金額		28,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円を超える金額の35%に相当する金額を加算した金額										2,814円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円を超える金額の24%に相当する金額を加算した金額
35,000円		円 7,175	円 7,000	円 6,830	円 6,660	円 6,500	円 6,355	円 6,215	円 6,085		円 4,374	
35,000円を超え 41,000円に満たない金額		35,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち35,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額										4,374円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち35,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額
41,000円		円 9,455	円 9,280	円 9,110	円 8,940	円 8,780	円 8,635	円 8,495	円 8,365	円 20,480	円 5,994	
41,000円を超え 50,500円に満たない金額		41,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち41,000円を超える金額の42%に相当する金額を加算した金額									20,480円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち41,000円を超える金額の65%に相当する金額を加算した金額	5,994円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち41,000円を超える金額の30%に相当する金額を加算した金額
50,500円		円 13,445	円 13,270	円 13,100	円 12,930	円 12,770	円 12,625	円 12,485	円 12,355			
50,500円を超え 66,000円に満たない金額		50,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち50,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額										
66,000円		円 20,420	円 20,245	円 20,075	円 19,905	円 19,745	円 19,600	円 19,460	円 19,330			
66,000円を超え 96,500円に満たない金額		66,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち66,000円を超える金額の50%に相当する金額を加算した金額										
96,500円		円 35,670	円 35,495	円 35,325	円 35,155	円 34,995	円 34,850	円 34,710	円 34,580			
96,500円を超え 127,500円に満たない金額		96,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち96,500円を超える金額の55%に相当する金額を加算した金額										

(六)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙	丙	
	扶 養 親 族 等 の 数										
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
127,500円		円 52,720	円 52,545	円 52,375	円 52,205	円 52,045	円 51,900	円 51,760	円 51,630		
127,500円を超える金額		127,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち127,500円を超える金額の60%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに95円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に、扶養親族等1人ごとに95円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに95円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、

- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに95円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (2) 日雇労働者の受ける給与等(第八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等をいう。)については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

等 の 数										乙	
4 人		5 人		6 人		7 人以上				前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
除後の給与等の金額		除後の給与等の金額		除後の給与等の金額		除後の給与等の金額				前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
146	千円未満	173	千円未満	196	千円未満	219	千円未満				
146	161	173	188	196	213	219	238				
161	179	188	206	213	232	238	258				
179	204	206	223	232	251	258	279				
204	252	223	278	251	304	279	330				
252	318	278	343	304	364	330	381			152	千円未満
318	370	343	387	364	405	381	422				
370	409	387	425	405	443	422	462				
409	448	425	466	443	485	462	505				
448	493	466	514	485	536	505	558				
493	550	514	573	536	595	558	616			152	241
550	601	573	624	595	648	616	671				
601	656	624	678	648	700	671	722				
656	704	678	725	700	747	722	769				
704	754	725	777	747	800	769	823				
754	819	777	841	800	863	823	885			241	351
819	916	841	939	863	962	885	985				
916	1,044	939	1,066	962	1,089	985	1,111				
1,044	1,203	1,066	1,224	1,089	1,246	1,111	1,268			351	466
1,203	1,452	1,224	1,476	1,246	1,500	1,268	1,524				
1,452	1,691	1,476	1,713	1,500	1,735	1,524	1,757			466	830
1,691	2,195	1,713	2,215	1,735	2,235	1,757	2,254				
2,195	2,988	2,215	3,011	2,235	3,034	2,254	3,057			830	1,109
2,988	4,528	3,011	4,550	3,034	4,571	3,057	4,592			1,109	1,669
4,528	6,203	4,550	6,224	4,571	6,246	4,592	6,268			1,669	2,243
6,203千円以上		6,224千円以上		6,246千円以上		6,268千円以上				2,243千円以上	

額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額を求

「除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、(四)に該当する場合を除き、

である。

又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給らず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規定

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第六 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第八十六条関係）

賞与の 金額に 乗ずる べき率	甲											
	扶		養		親		族					
	0	1	2	3	人							
	前月の社会保険料控											
	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	49千円未満		67千円未満		93千円未満		120千円未満					
2	49	52	67	72	93	103	120	132				
4	52	56	72	80	103	114	132	147				
6	56	60	80	141	114	172	147	189				
8	60	65	141	203	172	218	189	232				
10	65	231	203	246	218	268	232	293				
12	231	282	246	305	268	329	293	353				
14	282	342	305	360	329	376	353	392				
16	342	381	360	398	376	414	392	431				
18	381	427	398	442	414	458	431	475				
20	427	469	442	486	458	504	475	527				
22	469	514	486	536	504	557	527	579				
24	514	567	536	590	557	612	579	634				
26	567	619	590	640	612	661	634	682				
28	619	663	640	686	661	709	682	731				
30	663	726	686	749	709	773	731	797				
32	726	823	749	847	773	870	797	893				
35	823	954	847	977	870	999	893	1,022				
38	954	1,115	977	1,137	999	1,159	1,022	1,181				
41	1,115	1,356	1,137	1,380	1,159	1,404	1,181	1,428				
44	1,356	1,604	1,380	1,626	1,404	1,648	1,428	1,669				
47	1,604	2,117	1,626	2,137	1,648	2,156	1,669	2,176				
50	2,117	2,895	2,137	2,918	2,156	2,941	2,176	2,964				
55	2,895	4,444	2,918	4,465	2,941	4,486	2,964	4,507				
60	4,444	6,115	4,465	6,137	4,486	6,159	4,507	6,181				
65	6,115千円以上		6,137千円以上		6,159千円以上		6,181千円以上					

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乗すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、四に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額を求め、

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によ

を含む。）により税額を計算する。

(五) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該

別表第七中「7,690,000」を「7,680,000」とし、「1,674,600」を「1,664,400」と改め、同表の備考(イ)中「第百十四条第一項及び第二項(扶養控除)の規定による」を削り、「並びに」を「及び」と改め、同表の備考(ロ)(ハ)中「第百十四条第一項及び第二項の規定による」を削り、「並びに」を「及び」と改め、同表の備考(ニ)(ホ)中「第百十四条第一項及び第二項の規定による」を削り、「並びに」を「及び」と改め、

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十二年分以後の所得税について適用し、昭和五十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(昭和五十二年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)

第三条 居住者の昭和五十二年分の所得税については、新法第百四条第一項(予定納税額の納付)に規定する予定納税基準額(以下「予定納税基準額」という。)は、次項の規定の適用がある場合を除き、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる率を乗じて計算した金額によるものとする。

一 その者の昭和五十一年分の課税総所得金額に係る所得税の額(当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に

該当しない臨時所得の金額があつた場合には、改正前の所得税法(以下「旧法」という。)(第百四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した額とし、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第二条(所得税の軽減又は免除)の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算した額とする。)から、当該各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額(一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものを除く。)を控除した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額(昭和五十一年分の所得税について旧法第九十条第一項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の規定の適用があつた場合には、同号第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第百四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下次項までにおいて「課税総所得金額等」という。)と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じ附則別表により求めた率

2 昭和五十一年分の課税総所得金額等が千五百万円以上である居住者の昭和五十二年分の所得税に係る予定納税基準額は、その者の前項第一号に掲げる金額から一万五千元(その者の昭和五十一年

分の所得税につき旧法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受けた控除対象配偶者及び旧法第八十四条(扶養控除)の規定の適用を受けた扶養親族がある場合には、当該金額にこれらの者一人につき二万五千円を加算した金額を控除した金額によるものとする。

3 昭和五十一年分の所得税につき旧法第九十七条第一項(合算対象世帯員がある場合の税額)の規定の適用があつた場合における昭和五十二年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

4 非居住者の昭和五十二年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによる。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第四条 新法第四編第二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額)の規定及び新法別表第四から別表第六までは、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払うべき新法第八十三条第一項(給与所得に係る源泉徴収義務)に規定する給与等(以下この条において「給与等」という。)について適用し、施行日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 新法第九十条(年末調整)の規定並びに新法別表第七及び同表の付表は、昭和五十二年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

3 新法第九十四条第一項(給与所得者の扶養控除等申告書)の規定は、施行日以後に提出する給与所得者の扶養控除等申告書について適用する。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第五条 施行日前に昭和五十二年分の所得税につき旧法第二百二十七条(年の途中で出国をする場合の確定申告)(旧法第六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)(の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条(決定)の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき施行日前に同法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の更正の請求をすることができる。

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、新法第五十九条第二項(更正又は決定による源泉徴収税額等の還付)(新法第六十八条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)(の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七条第一項(充当)の規定による充当をする日(同日前にその充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

附則別表 昭和52年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和51年分の課税総所得金額等に係る額の算出率	扶		養		親											
	0 人		1 人		2 人		3 人									
	昭和51年分の課															
	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満				
0	千円	532	千円	未	千円	562	千円	未	千円	592	千円	未	千円	622	千円	未
70																
75																
80																
85													622		900	
90					562		700		592		1,000		900		1,460	
95		532		700	700		1,460		1,000		2,250		1,460		3,400	
97		700		1,260	1,460		2,670		2,250		4,380		3,400		5,780	
99		1,260		15,000	2,670		15,000		4,380		15,000		5,780		15,000	

(注)

- (一) この表は、昭和51年分の課税総所得金額等が1,500万円未満である者について適用する表である。
- (二) この表における用語については、次に定めるところによる。
 - (1) 「昭和51年分の課税総所得金額等」とは、附則第三条第一項第二号（昭和五十二年分の所得税に係る予定納税
 - (2) 「扶養親族等」とは、昭和51年分の所得税につき旧法第八十三条（配偶者控除）の規定の適用を受けた控除対象
- (三) 昭和51年分の課税総所得金額等が1,500万円以上である者については、この表によらず、附則第三条第一項第

を控除した金額が昭和52年分の所得税に係る予定納税基準額である。

に、「その支払を」を「当該利子所得の支払を」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項の規定の適用を受ける」を「前項に規定する」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第三条第一項」を、「第三条第一項」に、「第一項に規定する税率を」を「利子所得に係る所得税法第百八十二条又は第二百十三条に規定する百分の二十の税率を」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「当該利子所得」を「前項の規定の適用を受ける利子所得（国内に恒久的施設を有する外国法人の所得税法の施行地において行う事業に帰せられないものとして政令で定めるものに該当するものを除く。以下この項において「事業帰属利子所得」という。）に、「当該所得税が所得税法」を「当該所得税（国内に恒久的施設を有する外国法人に係るについては、その者が支払を受ける事業帰属利子所得に係るものに限り）が同法」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 国内に恒久的施設を有する非居住者又は国内に恒久的施設を有する外国法人は、その支払を受ける第一項に規定する利子所得でこれらの者の所得税法の施行地において行う事業に帰せられないものとして政令で定めるものにつき第三号の規定により徴収された所得税で前項の規定により源泉徴収に係る所得税とみなされたものの額があることとなつた場合には、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長に対し、その額に相当する所得税の還付を請求することができる。

第三条の三第六項及び第七項を次のように改める。

6 所得税法第百四十二条第二項の規定は、前項の規定による還付の請求があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「純損失の金額」とあるのは、「租税特別措置法第三条の三第五項に規定する源泉徴収に係る所得税とみなされたものの額」と読み替へるものとする。

日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。
第七十八條の二中「行なう」を「行ふ」に、「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第七十八條の三第二項及び第七十八條の四中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。
第七十九條第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「千分の二・五」を「千分の三」に改める。

第八十一條中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。
第八十一條の二の見出し中「免稅等」を「稅率の輕減」に改め、同條第一項中「登錄免稅稅を免除する」を「これらの登記に係る登録免稅稅の稅率は、登録免稅稅法第九條の規定にかかわらず、千分の一とする」に改める。

第八十八條の四第一項中「昭和五十一年四月一日以降」を「昭和五十三年四月一日以降」に、「当該金額に当該各号に掲げる割合を乗じて算出した」を「当該各号に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日まで 二万円
- 二 昭和五十三年四月一日から同年八月三十一日まで 一万円

第八十八條の四第二項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改め、同條第三項及び第四項を削る。
第八十八條の五を削る。

(國稅收納金整理資金に関する法律の一部改正)
第二條 國稅收納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「四月三十日」を「四月三十日(同日が日曜日又は國民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日)に当たるときは、翌年度の五月一日とし、」

に、「日まで」を「とす」まで」に改める。
附則
第一條 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

(所得稅の特例に関する経過措置の原則)
第二條 第一條の規定による改正後の租稅特別措置法(以下「新法」という)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十二年分以後の所得稅について適用し、昭和五十一年分以前の所得稅については、なお従前の例による。

(利子所得に関する経過措置)
第三條 昭和五十二年三月三十一日までに支払を受けるべき第一條の規定による改正前の租稅特別措置法(以下「旧法」という)第三條第一項及び第三條の三第一項に規定する利子所得については、なお従前の例による。

2 居住者、国内に恒久的施設を有する非居住者、内國法人又は国内に恒久的施設を有する外國法人が、この法律の施行の日(以下「施行日」という)から昭和五十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき利子所得(新法第三條第一項の規定の適用を受けるものを除く)で政令で定めるものについては、旧法第三條の三第一項中「昭和五十五年十二月三十一日」とあるのは、「昭和五十二年十二月三十一日」として、同項及び同條第六項から第九項までの規定の例による。

3 前項の規定の適用を受ける利子所得に対する新法第三條の三の規定の適用については、同條第三項中「利子所得に係る所得稅法第八十二條又は第二百十三條に規定する百分の二十の稅率」とあるのは、「租稅特別措置法及び國稅收納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号、以下「昭和五十二年改正法」という)第一條の規定による改正前の租稅特別措置法第三條の三第一項に規定する稅率」とする。

4 新法第四條の規定は、施行日以後に購入する同條第一項に規定する公債について適用する。

5 新法第四條第一項に規定する個人が、施行日前に購入した旧法第四條第一項に規定する國債で施行日において同條に規定する要件を満たすものを有する場合には、当該國債については、その者が施行日において新法第四條の要件に従つて購入したものとみなして、同條の規定を適用する。

(配当所得に関する経過措置)
第四條 昭和五十二年三月三十一日までに支払を受けるべき旧法第八條の二第一項、第八條の三第一項、第八條の四第一項及び第九條第一項に規定する配当所得については、なお従前の例による。

2 居住者、国内に恒久的施設を有する非居住者、内國法人又は国内に恒久的施設を有する外國法人が、施行日から昭和五十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき証券投資信託の收益の分配に係る配当所得(新法第八條の二第一項の規定の適用を受けるものを除く)については、旧法第八條の三第一項中「昭和五十五年十二月三十一日」とあるのは、「昭和五十二年十二月三十一日」として、同項及び同條第六項の規定の例による。

3 前項の規定の適用を受ける配当所得に対する新法第八條の三の規定の適用については、同條第三項中「配当所得に係る所得稅法第八十二條又は第二百十三條に規定する百分の二十の稅率」とあるのは、「昭和五十二年改正法第一條の規定による改正前の租稅特別措置法第八條の三第一項に規定する稅率」とする。

4 居住者、国内に恒久的施設を有する非居住者、内國法人又は国内に恒久的施設を有する外國法人が、施行日から昭和五十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき配当所得(証券投資信託の收益の分配に係るもの及び新法第八條の四第一項の規定の適用を受けるものを除く)については、旧法第九條第一項中「昭和五

十五年十二月三十一日」とあるのは、「昭和五十二年十二月三十一日」として、同條の規定の例による。
(個人の稅額控除に関する経過措置)
第五條 新法第十條第一項に規定する個人のうち、情報処理振興事業協會等に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二條第三項に規定する情報処理サービス業を営むものその他の政令で定めるものが昭和五十二年分又は昭和五十三年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される電子計算機による情報処理に関する高度の技術の研修で政令で定めるものに係る費用を支出する場合には、新法第十條第二項中「製品の製造又は技術の改良、考案若しくは發明に係る試験研究(電子計算機による情報処理に関する高度の技術の研修で昭和五十二年改正法附則第五條に規定する政令で定めるものを含む)」として、同條の規定の例による。

第六條 新法第十一條第一項の表の第一号及び第四号の規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ)をしてその事業の用に供するこれらの号に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一條第一項の表の第一号及び第四号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 個人が施行日から昭和五十二年七月三十一日までの間に取得等をする旧法第十一條第一項の表の第四号に掲げる減価償却資産(同号に規定する高圧ガスにより生ずる災害による人身の被害の防止に資するものに限る)をその事業の用に供する場合には、同條の規定は、なおその効力を有する。

3 施行日前に旧法第十一條第一項の表の第七号の政令で定められた設備に係る同項の政令で定

める期間内に取得又は製作をされた当該設備については、なお従前の例による。

4 個人が旧法第十一条第一項の表の第七号に規定する検査用の機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なもので施行日から昭和五十三年十二月三十一日までの間に政令で定めるものを政令で定める期間内に取得又は製作をする場合には、同項中「政令で定める期間」とあるのは「租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第 号。以下「昭和五十二年改正法」という。）附則第六条第四項に規定する政令で定める期間」と、同項の表の第七号中「一般消費者の生活の用」とあるのは「一般消費者の日常生活の用」と、のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるもの」とあるのは「昭和五十二年改正法附則第六条第四項に規定する政令で定めるもの」として、同条の規定の例による。

5 第二項及び前項の規定の適用がある場合における新法第十二条の二から第十四条まで、第十六条、第十六条の二、第二十八条の三、第三十三條の六及び第三十七條の三の規定の適用については、新法第十二条の二第一項中「前二条」とあるのは「前二条、昭和五十二年改正法附則第六条第二項及び第四項を含む。」と、新法第十二条の三第一項中「前三条」とあるのは「前三条」とあるのは「前三条」とあるのは「前三条（昭和五十二年改正法附則第六条第二項及び第四項を含む。）と、新法第十三条第一項、第十三条の二第一項、第十四条第二項、第十六条第一項、第十六条の二第二項、第二十八條の三第十一項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第二項中「第十一条」とあるのは「第十一条（昭和五十二年改正法附則第六条第二項及び第四項を含む。）とする。

6 個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条第一項の表の第八号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。

（個人の準備金に関する経過措置）
第七条 新法第十九条第一項に規定する個人が昭和五十二年（同年が事業を廃止した日の属する年である場合を除く。）において総収入金額算入額を有する場合における当該総収入金額算入額予額に係る旧法第十九条第三項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、当該総収入金額算入額予額の三分の一に相当する金額（当該金額がその年の十二月三十一日における総収入金額算入額予残額（総収入金額算入額予額から同日までに第三項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又はその年の前年の十二月三十一日までこの項の規定により総収入金額に算入された金額を控除した金額をいう。以下この項及び第三項において同じ。）を超える場合には、当該総収入金額算入額予残額に相当する金額）は、昭和五十二年から昭和五十四年までの各年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

2 前項に規定する総収入金額算入額予額とは、旧法第十九条第三項の規定により昭和五十二年分の事業所得の金額の計算上総収入金額に算入されることとなる同項に規定する価格変動準備金の金額（第一号において「昭和五十一年分価格変動準備金の金額」という。）が昭和五十二年十二月三十一日において新法第十九条第一項の規定により計算した金額を超える場合におけるその超える部分の金額（第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額がある場合には、当該残額に相当する金額を控除した金額）をいう。
一 昭和五十一年十二月三十一日において旧法第十九条第一項の規定により計算した金額（昭和五十一年分価格変動準備金の金額が当該計算した金額に満たない場合には、当該昭和五十一年分価格変動準備金の金額）
二 昭和五十二年十二月三十一日において新法第十九条第一項に規定するたな卸資産につき

3 旧法第十九条第一項に定めるところにより計算した金額
第一項の規定の適用を受けている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。
一 青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における総収入金額算入額予残額
二 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合その譲渡し、又は廃止した日における総収入金額算入額予残額
三 第一項及び前二号の場合以外の場合において総収入金額算入額予残額を取り崩した場合その取り崩した日における当該総収入金額算入額予残額のうちその取り崩した金額に相当する金額
4 個人が昭和五十二年一月一日において有する旧法第二十条第一項に規定する海外市場開拓準備金の金額（既に同条第六項又は第七項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額を除く。）は、当該個人が新法第二十条第一項の規定により積み立てた同項の中小企業海外市場開拓準備金の金額とみなす。
（償還差益に対する分離課税等に関する経過措置）
第八條 昭和五十二年三月三十一日までに発行された旧法第四十一条の二第一項に規定する割引債について支払を受けるべき同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。（法人税の特例に関する経過措置の原則）

第九條 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。
（法人の税額控除に関する経過措置）
第十條 新法第四十二条の三第一項に規定する法人のうち、情報処理振興事業協会等に関する法律第二条第三項に規定する情報処理サービス業を営むものその他の政令で定めるものが施行日から昭和五十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併）による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において「電子計算機による情報処理に関する高度の技術の研修で政令で定めるもの」に係る費用を支出する場合には、新法第四十二条の三第二項中「製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究」とあるのは、「製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究（電子計算機による情報処理に関する高度の技術の研修で昭和五十二年改正法附則第十条に規定する政令で定めるものを含む。）として、同条の規定の例による。」
（法人の減価償却に関する経過措置）
第十一條 新法第四十三条第一項の表の第一号及び第四号の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をしてその事業の用に供するこれらの号に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第一号及び第四号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。
2 法人が施行日から昭和五十二年七月三十一日までの間に取得等をする旧法第四十三条第一項の表の第四号に掲げる減価償却資産（同号に規定する高圧ガスにより生ずる災害による人身の

被害の防止に資するものに限る。をその事業の用に供する場合については、同条の規定は、なおその効力を有する。

3 施行日前に旧法第四十三條第一項の表の第七号の政令で定められた設備に係る同項の政令で定める期間内に取得又は製作をされた当該設備については、なお従前の例による。

4 法人が旧法第四十三條第一項の表の第七号に規定する検査用の機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なもので施行日から昭和五十三年十二月三十一日までの間に政令で定めるものを政令で定める期間内に取得又は製作をする場合には、同項中「政令で定める期間」とあるのは「昭和五十二年改正法附則第十一条の表の第七号中「一般消費者の生活の用」とあるのは「一般消費者の日常生活の用」と、そのうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるもの」とあるのは「昭和五十二年改正法附則第十一条第四項に規定する政令で定めるもの」として、同条の規定の例による。

5 第二項及び前項の規定の適用がある場合における新法第四十五條から第四十七條まで、第四十九條から第五十一條の二まで、第六十四條から第六十五條まで、第六十七條の七、第六十五條の八及び第六十七條の四の規定の適用については、新法第四十五條第一項中「前二條」とあるのは「前二條、昭和五十二年改正法附則第十一条第二項及び第四項を含む。」と、新法第四十五條の二第一項中「前三條」とあるのは「前三條、昭和五十二年改正法附則第十一条第二項及び第四項を含む。」と、新法第四十五條の三第一項、第四十六條第一項、第四十七條第二項、第四十九條第一項、第五十條第一項、第五十一條第二項、第五十一條の二第二項、第六十四條第六項（第六十四條の二第六項及び第六十五條第六項において準用する場合を含む。）、第六十五條の七第七項（第六十五條の八第七項において準用する場合を含む。）及び第六十七條の四第六項中

「第四十三條とあるのは「第四十三條、昭和五十二年改正法附則第十一条第二項及び第四項を含む。」とする。

6 法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三條第一項の表の第八号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（法人の準備金に関する経過措置）
第十二條 新法第五十三條第一項に規定する法人が施行日以後最初に開始する事業年度（当該事業年度が解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度である場合を除く。）の日を以て「改正事業年度」という。以下次項までにおいて「改正事業年度」という。において「益金算入額」を有する場合における当該益金算入額に算入される旧法第五十三條第三項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、改正事業年度から改正事業年度開始の日以後三年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度において当該益金算入額に算入される各事業年度の月数を乗じてこれを三十六で除して算出した金額（当該金額が当該各事業年度終了の日における益金算入額予残額（益金算入額予残額から同日までに第三項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は同日前に終了した事業年度においてこの項の規定により益金の額に算入された金額を控除した金額をいう。以下この項及び第三項において同じ。）を超える場合には、当該益金算入額予残額）に相当する金額を当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 前項に規定する益金算入額予残額は、旧法第五十三條第三項の規定により改正事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されることとなる同項に規定する価格変動準備金の金額第一号において「直前年度末価格変動準備金の金額」という。が改正事業年度終了の日において新法第五十三條第一項各号の規定により計算した金額の合計額を超える場合におけるその超える部分の金額（第一号に掲げる金額から第二号に掲

げる金額を控除した残額がある場合には、当該残額に相当する金額を控除した金額をいう。

一 改正事業年度の直前の事業年度終了の日において旧法第五十三條第一項各号の規定により計算した金額の合計額（直前年度末価格変動準備金の金額が当該合計額に満たない場合には、当該直前年度末価格変動準備金の金額）

二 改正事業年度終了の日において新法第五十三條第一項に規定するたな卸資産及び有価証券につき旧法第五十三條第一項各号に定めるところにより計算した金額の合計額
三 第一項の規定の適用を受けている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
一 青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における益金算入額予残額
二 解散した場合、その解散の日における益金算入額予残額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）
三 第一項及び前二号の場合以外の場合において益金算入額予残額を取り崩した日における当該益金算入額予残額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
5 新法第五十三條第一項に規定する法人が合併をした場合における第一項に規定する益金算入額予残額の処理その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 新法第五十四條の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において積み立てられる中小企業等海外市場開拓準備金の金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において積み立てられた海外市場開拓準備金の金額については、なお従前の例による。この場合において、同条第一項に規定する法人が施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度終了の時に、かつ、施行日以後に終了する事業年度が一億円を超えるものに対する同条の規定の適用については、同項中「除して計算した金額」とあるのは、「除して計算した金額（昭和五十二年改正法の施行の日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度にあつては、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額に当該事業年度開始の日から昭和五十二年三月三十一日までの期間（以下この項において「旧積立率適用指定期間」という。）の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の九に相当する金額」と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の八・五に相当する金額との合計額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額に旧積立率適用指定期間の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の十二に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の十一・五に相当する金額との合計額を加算した金額」とする。

7 新法第五十六條の七第一項に規定する法人の施行日以後一年以内に開始する各事業年度に係る同項第二号の規定の適用については、同号中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（当該金額が当該事業年度について昭和五十二年改正法による改正前の租税特別措置法第五十

六条の七第一項第二号の規定を適用した場合に算出される同号に規定する累積限度額に満たない場合には、当該計算した金額に当該満たない部分の金額の二分の一に相当する金額を加算した金額」とする。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第十三条 新法第七十二条から第七十四条までの規定は、施行日以後に新築されるこれらの規定に規定する家屋の所有権の保存の登記、当該家屋の所有権の移転の登記及び当該家屋についての抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新築された当該家屋についてこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十九条第一項の規定は、施行日以後に新造される同項に規定する船舶の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新造された当該船舶の当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第八十一条の二第一項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する合併により取得する不動産又は漁船の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた当該合併により取得したこれらの権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(物品税の特例に関する経過措置)

第十四条 物品税法別表第二種第七号に掲げる乗用自動車のうち、旧法第八十八条の四第一項に規定する期間内にその製造に係る製造場から移出されたもので、同項の規定に該当するものに係る物品税については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第十五条 租税特別措置法の一部を改正する法律

(昭和五十年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項中「各事業年度」の下に「昭和五十二年四月一日前に開始する各事業年度に限る。」を加える。

第十六条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項を削り、同条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

附則第十一条第二項中「各事業年度」の下に「昭和五十二年四月一日前に開始する各事業年度に限る。」を加える。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)
第十七条 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の十二」を「同条第一項から第三項までの規定に規定する税率」に改める。

(農地法施行法の一部改正)

第十八条 農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「昭和五十二年十二月三十一日」を「昭和五十七年十二月三十一日」に改める。

理由

現下の厳しい財政事情等に顧み、今次の税制改正の一環として、利子、配当課税等の適正化及び交際費課税の強化を行い、高精度工作機械等の特別償却の廃止、公害防止用設備の特別償却率の引下げ及び価格変動準備金の積立率の引下げ等既存の特別措置の整理合理化を図るほか、老年者年金特別控除制度等期限の到来するその他の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずるとともに、歳入に組み入れるべき国税

収納金等の受入期間の末日が日曜日等に当たるときはその翌日を受入期間の末日とすることにより、国税収納金整理資金の経理について合理化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十二年四月一日印刷

昭和五十二年四月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B